別紙

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程　新旧対照表（案）　　　　　　　　　　（傍線部分は改正部分）

改正	現行
制定　20130215商局第4号　平成25年3月14日付け	制定　20130215商局第4号　平成25年3月14日付け
改正　20130318商局第5号　平成25年5月20日付け	改正　20130318商局第5号　平成25年5月20日付け
改正　20130510商局第1号　平成25年5月31日付け	改正　20130510商局第1号　平成25年5月31日付け
改正　20130925商局第1号　平成25年10月7日付け	改正　20130925商局第1号　平成25年10月7日付け
改正　20131213商局第1号　平成25年12月24日付け	改正　20131213商局第1号　平成25年12月24日付け
改正　20140626商局第2号　平成26年7月18日付け	改正　20140626商局第2号　平成26年7月18日付け
改正　20151124商局第2号　平成27年12月3日付け	改正　20151124商局第2号　平成27年12月3日付け
改正　20160309商局第2号　平成28年4月1日付け	改正　20160309商局第2号　平成28年4月1日付け
改正　20160418商局第7号　平成28年5月25日付け	改正　20160418商局第7号　平成28年5月25日付け
改正　20160826商局第1号　平成28年9月13日付け	改正　20160826商局第1号　平成28年9月13日付け
改正　20160905商局第2号　平成28年9月23日付け	改正　20160905商局第2号　平成28年9月23日付け
改正　20170803保局第1号　平成29年8月14日付け	改正　20170803保局第1号　平成29年8月14日付け
改正　20180824保局第2号　平成30年10月1日付け	改正　20180824保局第2号　平成30年10月1日付け
改正　20200220保局第1号　令和2年2月25日付け	
電気設備の技術基準の解釈	電気設備の技術基準の解釈
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
【低圧ケーブル】（省令第6条、第21条、第57条第1項） **第9条**　（略） 2・3　（略） 4　第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のと	**【低圧ケーブル】**（省令第6条、第21条、第57条第1項） **第9条**　（略） 2・3　（略） 4　第3項各号に規定する性能を満足するMIケーブルの規格は、第3条及び次の各号のと

改正	現行
おりとする。 一～三　（略） 四　銅管は、次に適合するものであること。 イ　日本産業規格 JIS H 3300（2009）「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。 ロ　厚さは、別表第8に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の85%以上であること。 5　有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一～四　（略） 五　完成品は、日本産業規格 JIS C 3503（1995）「CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル」（JIS C 3503（2009）にて追補）の「5.3　導体抵抗」、「5.4　耐電圧」、「5.5　絶縁抵抗」及び「5.9　シースの引張り」の試験方法により試験したとき、「3　特性」に適合すること。	おりとする。 一～三　（略） 四　銅管は、次に適合するものであること。 イ　日本工業規格 JIS H 3300（2009）「銅及び銅合金の継目無管」に規定する銅及び銅合金の継目無管のC 1100、C 1201又はC 1220であること。 ロ　厚さは、別表第8に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の85%以上であること。 5　有線テレビジョン用給電兼用同軸ケーブルは、次の各号に適合するものであること。 一～四　（略） 五　完成品は、日本工業規格 JIS C 3503（1995）「CATV用（給電兼用）アルミニウムパイプ形同軸ケーブル」（JIS C 3503（2009）にて追補）の「5.3　導体抵抗」、「5.4　耐電圧」、「5.5　絶縁抵抗」及び「5.9　シースの引張り」の試験方法により試験したとき、「3　特性」に適合すること。
【電線の接続法】（省令第7条） **第12条**　電線を接続する場合は、第181条、第182条又は第192条の規定により施設する場合を除き、電線の電気抵抗を増加させないように接続するとともに、次の各号によること。 一～四　（略） 五　導体にアルミニウムを使用する絶縁電線又はケーブルを、屋内配線、屋側配線又は屋外配線に使用する場合において、当該電線を接続するときは、次のいずれかの器具を使用すること。 イ　電気用品安全法の適用を受ける接続器 ロ　日本産業規格 JIS C 2810（1995）「屋内配線用電線コネクタ通則－分離不能形」の「4.2　温度上昇」、「4.3　ヒートサイクル」及び「5　構造」に適合する接続管その他の器具	**【電線の接続法】**（省令第7条） **第12条**　電線を接続する場合は、第181条、第182条又は第192条の規定により施設する場合を除き、電線の電気抵抗を増加させないように接続するとともに、次の各号によること。 一～四　（略） 五　導体にアルミニウムを使用する絶縁電線又はケーブルを、屋内配線、屋側配線又は屋外配線に使用する場合において、当該電線を接続するときは、次のいずれかの器具を使用すること。 イ　電気用品安全法の適用を受ける接続器 ロ　日本工業規格 JIS C 2810（1995）「屋内配線用電線コネクタ通則－分離不能形」の「4.2　温度上昇」、「4.3　ヒートサイクル」及び「5　構造」に適合する接続管その他の器具
【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項） **第15条**　高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。	**【高圧又は特別高圧の電路の絶縁性能】**（省令第5条第2項） **第15条**　高圧又は特別高圧の電路（第13条各号に掲げる部分、次条に規定するもの及び直流電車線を除く。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。

改正	現行
一～三　（略） 四　特別高圧の電路においては、日本電気技術規格委員会規格　JESC　E7001（2018）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．１　特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。	一～三　（略） 四　特別高圧の電路においては、日本電気技術規格委員会規格　JESC　E7001（2015）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．１　特別高圧の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。
【機械器具等の電路の絶縁性能】（省令第5条第2項、第3項） **第16条**　変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。）の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 二　日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001（2018）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．２　変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。 2～4　（略） 5　太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一　（略） 二　使用電圧が低圧の場合は、日本産業規格 JIS C 8918（1998）「結晶系太陽電池モジュール」の「6.1　電気的性能」（JIS C 8918（2005）にて追補）又は日本産業規格 JIS C 8939（1995）「アモルファス太陽電池モジュール」（JIS C 8939（2005）にて追補）の「6.1　電気的性能」に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。 6　開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一・二　（略）	**【機械器具等の電路の絶縁性能】**（省令第5条第2項、第3項） **第16条**　変圧器（放電灯用変圧器、エックス線管用変圧器、吸上変圧器、試験用変圧器、計器用変成器、第191条第1項に規定する電気集じん応用装置用の変圧器、同条第2項に規定する石油精製用不純物除去装置の変圧器その他の特殊の用途に供されるものを除く。以下この章において同じ。）の電路は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 二　日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001（2015）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．２　変圧器の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。 2～4　（略） 5　太陽電池モジュールは、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一　（略） 二　使用電圧が低圧の場合は、日本工業規格 JIS C 8918（1998）「結晶系太陽電池モジュール」の「6.1　電気的性能」（JIS C 8918（2005）にて追補）又は日本工業規格 JIS C 8939（1995）「アモルファス太陽電池モジュール」（JIS C 8939（2005）にて追補）の「6.1　電気的性能」に適合するものであるとともに、省令第58条の規定に準ずるものであること。 6　開閉器、遮断器、電力用コンデンサ、誘導電圧調整器、計器用変成器その他の器具（第1項から第5項までに規定するもの及び使用電圧が低圧の電気使用機械器具（第142条第九号に規定するものをいう。）を除く。以下この項において「器具等」という。）の電路並びに発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所に施設する機械器具の接続線及び母線（電路を構成するものに限る。）は、次の各号のいずれかに適合する絶縁性能を有すること。 一・二　（略）

改正	現行
三　日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001（2018）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．３　器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。 四　器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。 イ　接地型計器用変圧器であって、日本産業規格 JIS C 1731-2（1998）「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3　耐電圧」又は日本産業規格 JIS C 1736-1（2009）「計器用変成器（電力需給用）－第1部：一般仕様」の「6.4　耐電圧」に適合するもの ロ　電力線搬送用結合コンデンサであって、高圧端子と接地された低圧端子間及び低圧端子と外箱間の耐電圧が、それぞれ日本産業規格 JIS C 1731-2（1998）「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3　耐電圧」に規定するコンデンサ形計器用変圧器の主コンデンサ端子間及び1次接地側端子と外箱間の耐電圧の規格に準ずるもの ハ～ホ　（略） 五　（略）	三　日本電気技術規格委員会規格 JESC E7001（2015）「電路の絶縁耐力の確認方法」の「３．３　器具等の電路の絶縁耐力の確認方法」により絶縁耐力を確認したものであること。 四　器具等の電路においては、当該器具等が次のいずれかに適合するものであること。 イ　接地型計器用変圧器であって、日本工業規格 JIS C 1731-2（1998）「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3　耐電圧」又は日本工業規格 JIS C 1736-1（2009）「計器用変成器（電力需給用）－第1部：一般仕様」の「6.4　耐電圧」に適合するもの ロ　電力線搬送用結合コンデンサであって、高圧端子と接地された低圧端子間及び低圧端子と外箱間の耐電圧が、それぞれ日本工業規格 JIS C 1731-2（1998）「計器用変成器－（標準用及び一般計測用）第2部：計器用変圧器」の「6.3　耐電圧」に規定するコンデンサ形計器用変圧器の主コンデンサ端子間及び1次接地側端子と外箱間の耐電圧の規格に準ずるもの ハ～ホ　（略） 五　（略）
【工作物の金属体を利用した接地工事】（省令第11条） **第18条**　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物において、当該建物の鉄骨又は鉄筋その他の金属体（以下この条において「鉄骨等」という。）を、第17条第1項から第4項までに規定する接地工事その他の接地工事に係る共用の接地極に使用する場合には、建物の鉄骨又は鉄筋コンクリートの一部を地中に埋設するとともに、等電位ボンディング（導電性部分間において、その部分間に発生する電位差を軽減するために施す電気的接続をいう。）を施すこと。また、鉄骨等をA種接地工事又はB種接地工事の接地極として使用する場合には、更に次の各号により施設すること。なお、これらの場合において、鉄骨等は、接地抵抗値によらず、共用の接地極として使用することができる。 一～三　（略） 四　第一号、第二号及び第三号の規定における1線地絡電流が流れた場合の接触電圧	**【工作物の金属体を利用した接地工事】**（省令第11条） **第18条**　鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建物において、当該建物の鉄骨又は鉄筋その他の金属体（以下この条において「鉄骨等」という。）を、第17条第1項から第4項までに規定する接地工事その他の接地工事に係る共用の接地極に使用する場合には、建物の鉄骨又は鉄筋コンクリートの一部を地中に埋設するとともに、等電位ボンディング（導電性部分間において、その部分間に発生する電位差を軽減するために施す電気的接続をいう。）を施すこと。また、鉄骨等をA種接地工事又はB種接地工事の接地極として使用する場合には、更に次の各号により施設すること。なお、これらの場合において、鉄骨等は、接地抵抗値によらず、共用の接地極として使用することができる。 一～三　（略） 四　第一号、第二号及び第三号の規定における1線地絡電流が流れた場合の接触電圧

改正	現行
を推定するために用いる接地抵抗値は、実測値又は日本産業規格 JIS T 1022（2006）「病院電気設備の安全基準」の「附属書（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。	を推定するために用いる接地抵抗値は、実測値又は日本工業規格 JIS T 1022（2006）「病院電気設備の安全基準」の「附属書（参考）建築構造体の接地抵抗の計算」によること。
【電気機械器具の熱的強度】（省令第8条） **第20条** 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002（2018）「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。	**【電気機械器具の熱的強度】**（省令第8条） **第20条** 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002（2015）「電気機械器具の熱的強度の確認方法」の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。
【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2） **第31条** （略） 2 測定装置は、日本産業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3 （略）	**【変圧器等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】**（省令第27条の2） **第31条** （略） 2 測定装置は、日本工業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3 （略）
【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） **第33条** （略） 2・3 （略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ 電動機が焼損するおそれがある過電流を生じた場合に、自動的にこれを遮断すること。 ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ） 構造は、日本産業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスター	**【低圧電路に施設する過電流遮断器の性能等】**（省令第14条） **第33条** （略） 2・3 （略） 4 過電流遮断器として低圧電路に施設する過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器又は短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置は、電動機のみに至る低圧電路（低圧幹線（第142条に規定するものをいう。）を除く。）で使用するものであって、次の各号に適合するものであること。 一 過負荷保護装置は、次に適合するものであること。 イ 電動機が焼損するおそれがある過電流を生じた場合に、自動的にこれを遮断すること。 ロ 電気用品安全法の適用を受ける電磁開閉器、又は次に適合するものであること。 （イ） 構造は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスター

改正	現行
タ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」に適合すること。 （ロ） 完成品は、日本産業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「9 試験」の試験方法により試験したとき、「8.2 性能に関する要求事項」及び「附属書B　特殊試験」に適合すること。 二～四　（略） 5　（略）	タ」の「8 構造及び性能に関する要求事項」に適合すること。 （ロ） 完成品は、日本工業規格 JIS C 8201-4-1（2010）「低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」の「9 試験」の試験方法により試験したとき、「8.2 性能に関する要求事項」及び「附属書B　特殊試験」に適合すること。 二～四　（略） 5　（略）
【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】（省令第14条） **第34条**　（略） 2　過電流遮断器として高圧電路に施設する包装ヒューズ（ヒューズ以外の過電流遮断器と組み合わせて1の過電流遮断器として使用するものを除く。）は、次の各号のいずれかのものであること。 一　定格電流の1.3倍の電流に耐え、かつ、2倍の電流で120分以内に溶断するもの 二　次に適合する高圧限流ヒューズ イ　構造は、日本産業規格 JIS C 4604（1988）「高圧限流ヒューズ」の「6　構造」に適合すること。 ロ　完成品は、日本産業規格 JIS C 4604（1988）「高圧限流ヒューズ」の「7　試験方法」の試験方法により試験したとき、「5　性能」に適合すること。 3　（略）	**【高圧又は特別高圧の電路に施設する過電流遮断器の性能等】**（省令第14条） **第34条**　（略） 2　過電流遮断器として高圧電路に施設する包装ヒューズ（ヒューズ以外の過電流遮断器と組み合わせて1の過電流遮断器として使用するものを除く。）は、次の各号のいずれかのものであること。 一　定格電流の1.3倍の電流に耐え、かつ、2倍の電流で120分以内に溶断するもの 二　次に適合する高圧限流ヒューズ イ　構造は、日本工業規格 JIS C 4604（1988）「高圧限流ヒューズ」の「6　構造」に適合すること。 ロ　完成品は、日本工業規格 JIS C 4604（1988）「高圧限流ヒューズ」の「7　試験方法」の試験方法により試験したとき、「5　性能」に適合すること。 3　（略）
【サイバーセキュリティの確保】（省令第15条の2） **第37条の2**　省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一　スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003（2019）「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。 二　電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004（2019）「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。	**【サイバーセキュリティの確保】**（省令第15条の2） **第37条の2**　省令第15条の2に規定するサイバーセキュリティの確保は、次の各号によること。 一　スマートメーターシステムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0003（2016）「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」によること。 二　電力制御システムにおいては、日本電気技術規格委員会規格 JESC Z0004（2016）「電力制御システムセキュリティガイドライン」によること。

改正	現行
【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2） **第39条**　（略） 2　測定装置は、日本産業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3　（略）	**【変電所等からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】**（省令第27条の2） **第39条**　（略） 2　測定装置は、日本工業規格 JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3　（略）
【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】（省令第33条） **第40条**　ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一　（略） 二　ガス圧縮機を有するものにあっては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本産業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。 三・四　（略） 2　開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一　（略） 二　空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。 イ　材料、材料の許容応力及び構造は、日本産業規格 JIS B 8265（2010）「圧力容器の構造－一般事項」に準じること。 ロ・ハ　（略） 三・四　（略） 五　空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本産業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることが	**【ガス絶縁機器等の圧力容器の施設】**（省令第33条） **第40条**　ガス絶縁機器等に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一　（略） 二　ガス圧縮機を有するものにあっては、ガス圧縮機の最終段又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所及びガス絶縁機器又は圧縮絶縁ガスを通じる管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。 三・四　（略） 2　開閉器及び遮断器に使用する圧縮空気装置に使用する圧力容器は、次の各号によること。 一　（略） 二　空気タンクは、前号の規定に準じるほか、次によること。 イ　材料、材料の許容応力及び構造は、日本工業規格 JIS B 8265（2010）「圧力容器の構造－一般事項」に準じること。 ロ・ハ　（略） 三・四　（略） 五　空気圧縮機の最終段又は圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所及び空気タンク又は、圧縮空気を通じる管のこれに近接する箇所には最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮空気装置にあっては、最高使用圧力以下の圧力で作動する安全装置をもってこれに替えることが

改正	現行
できる。 六・七　（略） 3　（略）	できる。 六・七　（略） 3　（略）
【太陽電池発電所等の電線等の施設】（省令第4条） **第46条**　太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。 一～三　（略） 四　絶縁体は、次に適合するものであること。 イ・ロ　（略） ハ　日本産業規格JIS C 3667（2008）「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合するものであること。 （イ）　室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが6.5N/㎟以上、伸びが125%以上であること。 （ロ）　150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。 五　外装は、次に適合するものであること。 イ　材料は、架橋ポリオレフィン混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンゴム混合物であって、日本産業規格JIS C 3667（2008）「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.4 老化前後の非金属シースの機械的特性の測定試験」の試験方法により試験を行ったとき、次に適合するものであること。 （イ）　室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが8.0N/㎟以上、伸びが125%以上であること。	**【太陽電池発電所等の電線等の施設】**（省令第4条） **第46条**　太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線（電気機械器具内の電線を除く。）は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。 一～三　（略） 四　絶縁体は、次に適合するものであること。 イ・ロ　（略） ハ　日本工業規格JIS C 3667（2008）「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.3 老化前後の絶縁体の機械的特性の測定試験」の試験方法により試験をしたとき、次に適合するものであること。 （イ）　室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが6.5N/㎟以上、伸びが125%以上であること。 （ロ）　150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。 五　外装は、次に適合するものであること。 イ　材料は、架橋ポリオレフィン混合物、架橋ポリエチレン混合物又はエチレンゴム混合物であって、日本工業規格JIS C 3667（2008）「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.4 老化前後の非金属シースの機械的特性の測定試験」の試験方法により試験を行ったとき、次に適合するものであること。 （イ）　室温において引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、引張強さが8.0N/㎟以上、伸びが125%以上であること。

改正	現行
(ロ)　150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。	(ロ)　150℃に168時間加熱した後に(イ)の試験を行ったとき、引張強さが(イ)の試験の際に得た値の70%以上、伸びが(イ)の試験の際に得た値の70%以上であること。
ロ　(略)	ロ　(略)
六　完成品は、次に適合するものであること。	六　完成品は、次に適合するものであること。
イ・ロ　(略)	イ・ロ　(略)
ハ　日本産業規格JIS C 3660-1-4 (2003)「電気・光ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－第1-4部：試験法総則－低温試験」の「8.低温試験」の試験方法により、-40±2℃の状態で試験したとき、これに適合すること。	ハ　日本工業規格JIS C 3660-1-4 (2003)「電気・光ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－第1-4部：試験法総則－低温試験」の「8.低温試験」の試験方法により、-40±2℃の状態で試験したとき、これに適合すること。
ニ　日本産業規格JIS C 3667 (2008)「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.10 エチレンプロピレンゴム (EPR) 及び硬質エチレンプロピレンゴム (HEPR) の絶縁体のオゾン試験」の試験方法により試験したとき、これに適合すること。	ニ　日本工業規格JIS C 3667 (2008)「定格電圧1kV～30kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1kVのケーブル」の「18.10 エチレンプロピレンゴム (EPR) 及び硬質エチレンプロピレンゴム (HEPR) の絶縁体のオゾン試験」の試験方法により試験したとき、これに適合すること。
ホ　日本産業規格JIS K 7350-1 (1995)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」及び日本産業規格JIS K 7350-2 (2008)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法－第2部：キセノンアークランプ」の試験方法により試験したとき、クラックが生じないこと。	ホ　日本工業規格JIS K 7350-1 (1995)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法 第1部：通則」及び日本工業規格JIS K 7350-2 (2008)「プラスチック－実験室光源による暴露試験方法－第2部：キセノンアークランプ」の試験方法により試験したとき、クラックが生じないこと。
ヘ・ト　(略)	ヘ・ト　(略)
2　太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。	2　太陽電池モジュールの支持物は、次の各号に適合するものであること。
一　(略)	一　(略)
二　日本産業規格 JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。	二　日本工業規格 JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」によって算出される設計荷重を受けた際に生じる各部材の応力度が、その部材の許容応力度以下になること。
三～七　(略)	三～七　(略)
3　太陽電池モジュールの支持物を、次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は、前項の規定によらないことができる。なお、地表面粗度区分Ⅱは、当面の間、都市計画区域外にあって地表面粗度区分Ⅰの区域以外の区域又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域以外の区域のうち海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1500m以	3　太陽電池モジュールの支持物を、次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は、前項の規定によらないことができる。なお、地表面粗度区分Ⅱは、当面の間、都市計画区域外にあって地表面粗度区分Ⅰの区域以外の区域又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分Ⅳの区域以外の区域のうち海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が1500m以

改正	現行
上のものに限る。）までの距離が500m以内の区域をいうものとする。 一　一般仕様 46-2表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合 46-2表 地表面粗度区分：Ⅲ 設計用基準風速：34m/s以下 積雪区域：一般 垂直積雪量：50cm以下 太陽電池モジュールのサイズ：2,000mm×1,000mm以下 太陽電池モジュールの重量：28kg/枚以下 イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 （イ）　構造体は、46-3表によること。 46-3表 太陽電池モジュールの配置及び規模：4段2列（計8枚） アレイ面の傾斜角度：20° アレイ面の最低高さ：地面（以下GLとする）+1,100mm （ロ）　雪の平均単位重量は、20N/m²/cmとすること。 （ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+1.8mであること。 （ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。 （ホ）　用途係数は、1.0とすること。 （ヘ）　基礎及び地盤は、46-4表によること。 46-4表	上のものに限る。）までの距離が500m以内の区域をいうものとする。 一　一般仕様 46-2表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合 46-2表 地表面粗度区分：Ⅲ 設計用基準風速：34m/s以下 積雪区域：一般 垂直積雪量：50cm以下 太陽電池モジュールのサイズ：2,000mm×1,000mm以下 太陽電池モジュールの重量：28kg/枚以下 イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 （イ）　構造体は、46-3表によること。 46-3表 太陽電池モジュールの配置及び規模：4段2列（計8枚） アレイ面の傾斜角度：20° アレイ面の最低高さ：地面（以下GLとする）+1,100mm （ロ）　雪の平均単位重量は、20N/m²/cmとすること。 （ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+1.8mであること。 （ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。 （ホ）　用途係数は、1.0とすること。 （ヘ）　基礎及び地盤は、46-4表によること。 46-4表

改正	現行
(see below)	(see below)

改正

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^{2}以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^{2}以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

ロ　架台及び基礎の仕様は、鋼製架台については、次の（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ニ）、アルミニウム合金製架台については、次の（ホ）、（ヘ）、（ト）及び（チ）の仕様に適合するものであること。

（イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

【　図　省略　】

（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。

(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-5表に示すものであること。

46-5表

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-100×50×2.3	SS400相当	HDZ35以上	4
2-1	支柱前(右)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
2-2	支柱前(左)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
3-1	支柱後(右)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
3-2	支柱後(左)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2

現行

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^{2}以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^{2}以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

ロ　架台及び基礎の仕様は、次のいずれの仕様にも適合するものであること。

（イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

【　図　省略　】

（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。

(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-5表に示すものであること。

46-5表

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-100×50×2.3	SS400相当	HDZ35以上	4
2-1	支柱前(右)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
2-2	支柱前(左)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
3-1	支柱後(右)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
3-2	支柱後(左)	C-75×45×15×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2

改正	現行

改正

4	つなぎ材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
5	側面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	8
6	正面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
7	背面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
8	上弦材	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
9	下弦材	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
10	中央ブレース前	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6
15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、C、ＰＬ、Ｌ、Mは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-6表に示すものであること。

46-6表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	94	架台の全接合部に使用する

現行

4	つなぎ材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
5	側面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	8
6	正面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
7	背面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
8	上弦材	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
9	下弦材	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
10	中央ブレース前	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6
15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、C、ＰＬ、Ｌ、Mは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-6表に示すものであること。

46-6表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	94	架台の全接合部に使用する

改正

モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

（ホ）架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

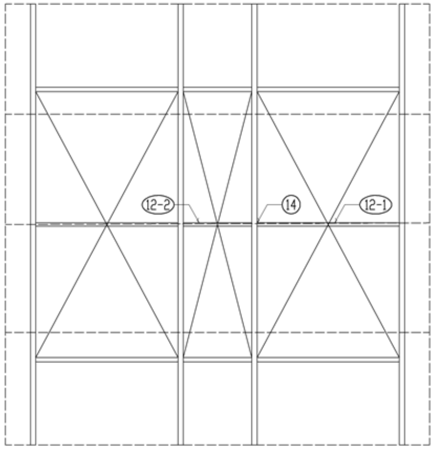

平面図

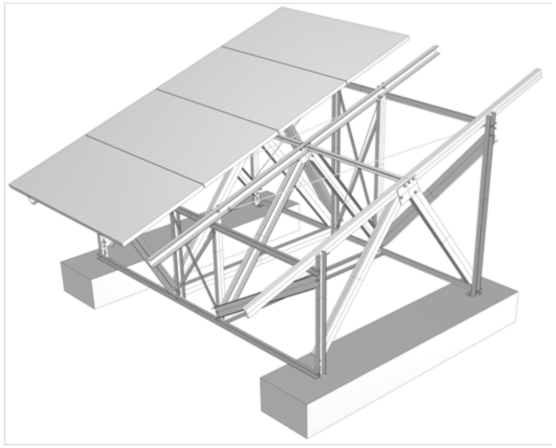

現行

モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

（ホ）　（新設）

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
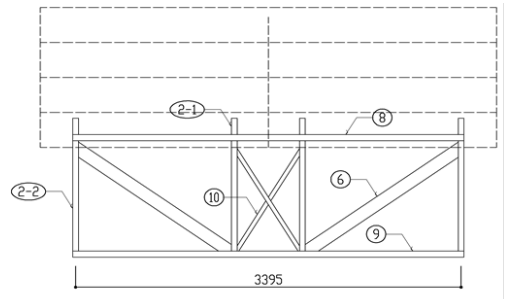

正面図

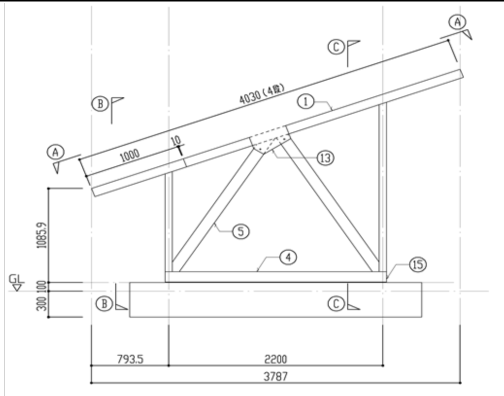

側面図

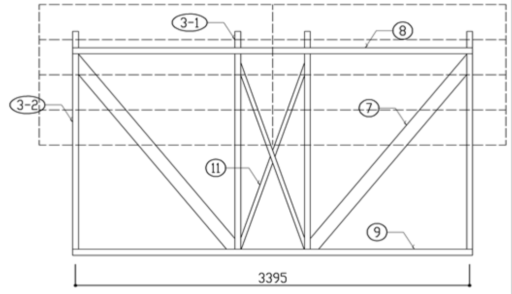

背面図

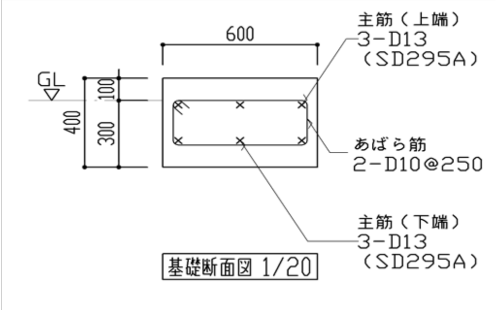

※　本組図は太陽電池モジュールの長辺及び短辺の長さが最大時で作図されており、実際の太陽電池モジュールサイズは2㎡以下とする。
注）図中の○に示す数字は、部材番号を示す。

（へ）使用部材は、次に適合するものであること。
(1)　支持架構の部材は、（ホ）に示す部材番号ごとに46-7表に示すものであること。
</td><td>
（へ）　（新設）
</td></tr>
</table>

改正	現行
46-7表	

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-100×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
2-1	支柱前(右)	[-75×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
2-2	支柱前(左)	[-75×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-1	支柱後(右)	[-75×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-2	支柱後(左)	[-75×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
4	つなぎ材	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
5	側面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	8
6	正面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
7	背面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
8	上弦材	[-60×40×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
9	下弦材	[-60×40×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
10	中央ブレース前	PL-38×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
11	中央ブレース後	PL-38×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
12-1	横材(端)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
12-2	横材(中)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	6
15	支柱固定金具	L-125×75×12	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400	HDZ35相当	4

改正	現行
<table><tr><td>16-2</td><td>ターンバックル（中）</td><td>M10</td><td>SS400</td><td>HDZ35相当</td><td>2</td></tr></table> （2）締結材は、46-8表に示すものであること。 46-8表 <table><tr><th>接合箇所</th><th>ボルト</th><th>鋼材種</th><th>表面処理</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>架台接合</td><td>M12</td><td>A2-50</td><td></td><td>94</td><td>架台の全接合部に使用する</td></tr><tr><td>モジュール固定</td><td>M6またはM8</td><td>A2-50</td><td></td><td>32</td><td>ボルトサイズはメーカー指定による</td></tr><tr><td>アンカーボルト</td><td>M16</td><td>SS400相当</td><td>HDZ-A種相当</td><td>4</td><td>—</td></tr></table> （ト）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。	（ト）　（新設）

改正	現行
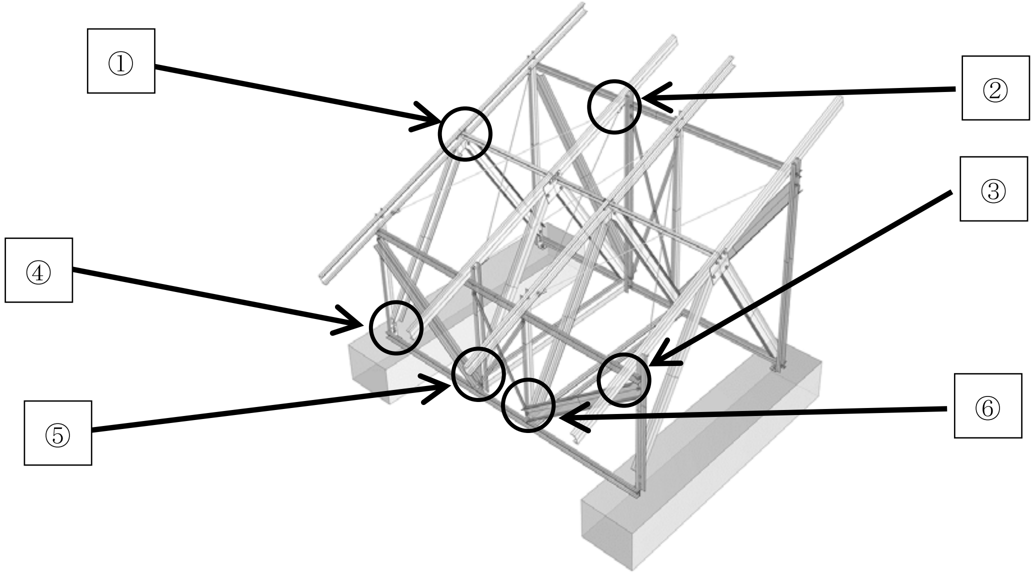 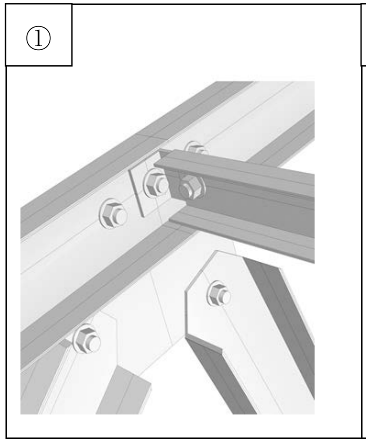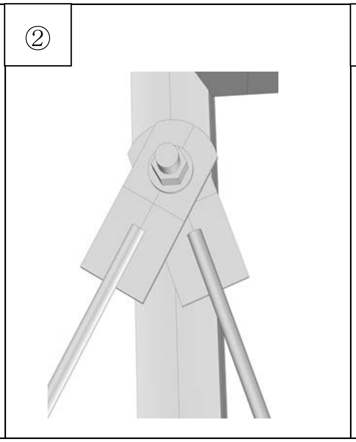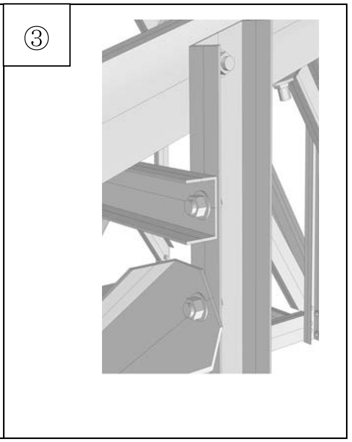	

改正	現行
④ 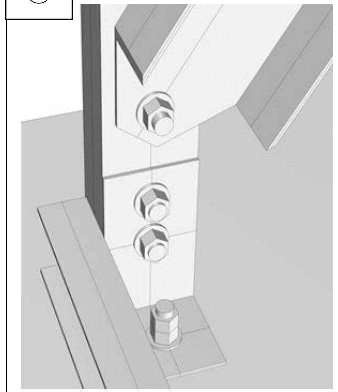 ⑤ 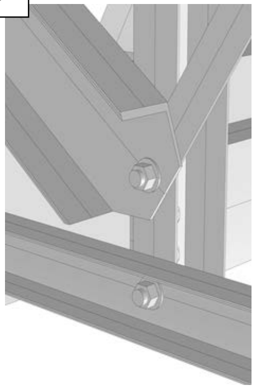 ⑥ 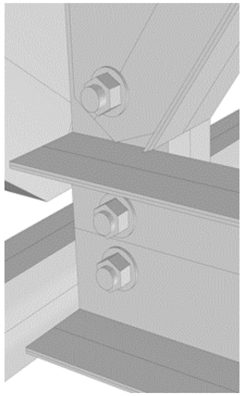 （チ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（ホ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。	（チ）　（新設）

改正	現行
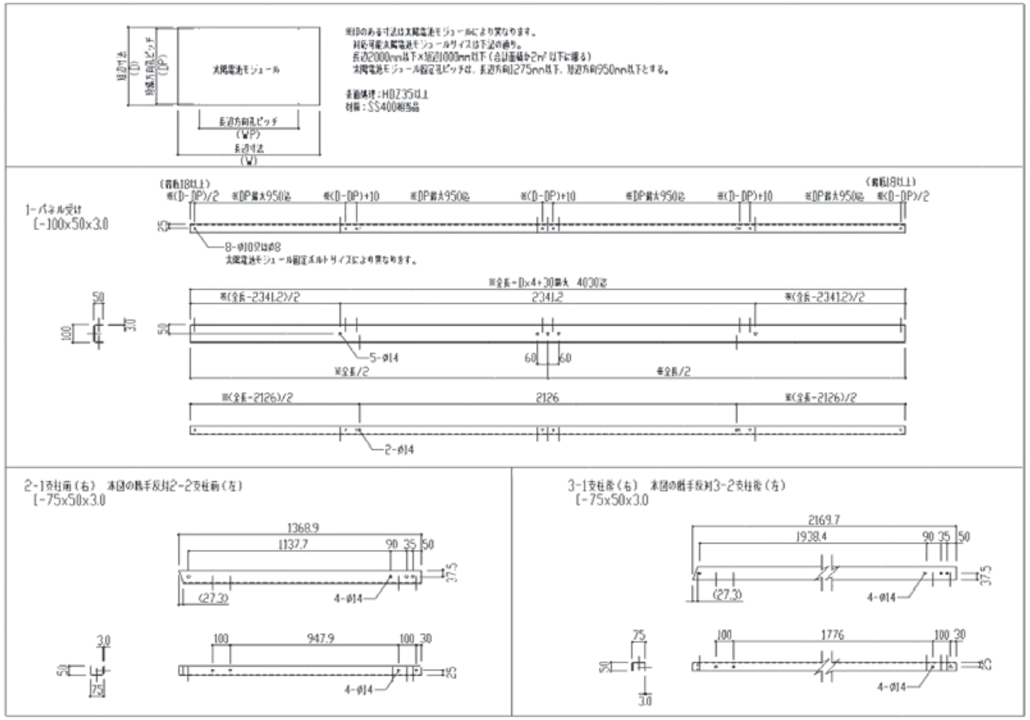太陽電池モジュール 長辺方向孔ピッチ (WP) 長辺寸法 (W) 表面処理：HDZ35以上 材質：SS400相当品 1-パネル受け [-100x50x3.0 ※(D-DP)/2 ※(D-DP)+10 ※全長=Dx4+30最大 4030迄 ※(全長-2341.2)/2 2341.2 5-ø14 60 ※全長/2 ※(全長-2126)/2 2126 2-ø14 2-1支柱前(右) 本図の勝手反対2-2支柱前(左) [-75x50x3.0 1368.9 1137.7 90 35 50 37.5 (27.3) 4-ø14 3.0 100 947.9 30 25 75 3-1支柱後(右) 本図の勝手反対3-2支柱後(左) [-75x50x3.0 2169.7 1938.4 1776	

改正	現行
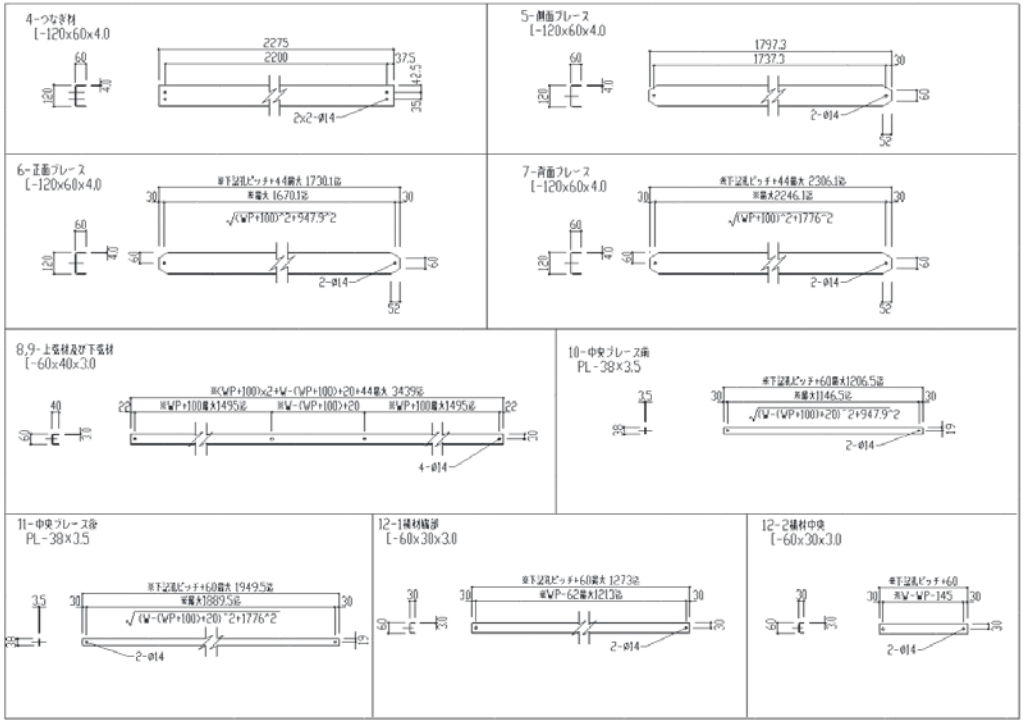4-つなぎ材 [-120x60x4.0 2275 2200 2x2-ø14 5-側面ブレース [-120x60x4.0 1797.3 1737.3 2-ø14 6-正面ブレース [-120x60x4.0 √(WP+100)^2+947.9^2 2-ø14 7-背面ブレース [-120x60x4.0 √(WP+100)^2+1776^2 2-ø14 8,9-上弦材及び下弦材 [-60x40x3.0 4-ø14 10-中央ブレース前 PL-38×3.5 √(W-(WP+100)+20)^2+947.9^2 2-ø14 11-中央ブレース後 PL-38×3.5 √(W-(WP+100)+20)^2+1776^2 2-ø14 12-1横材端部 [-60x30x3.0 2-ø14 12-2横材中央 [-60x30x3.0 ※W-WP-145 2-ø14	

改正

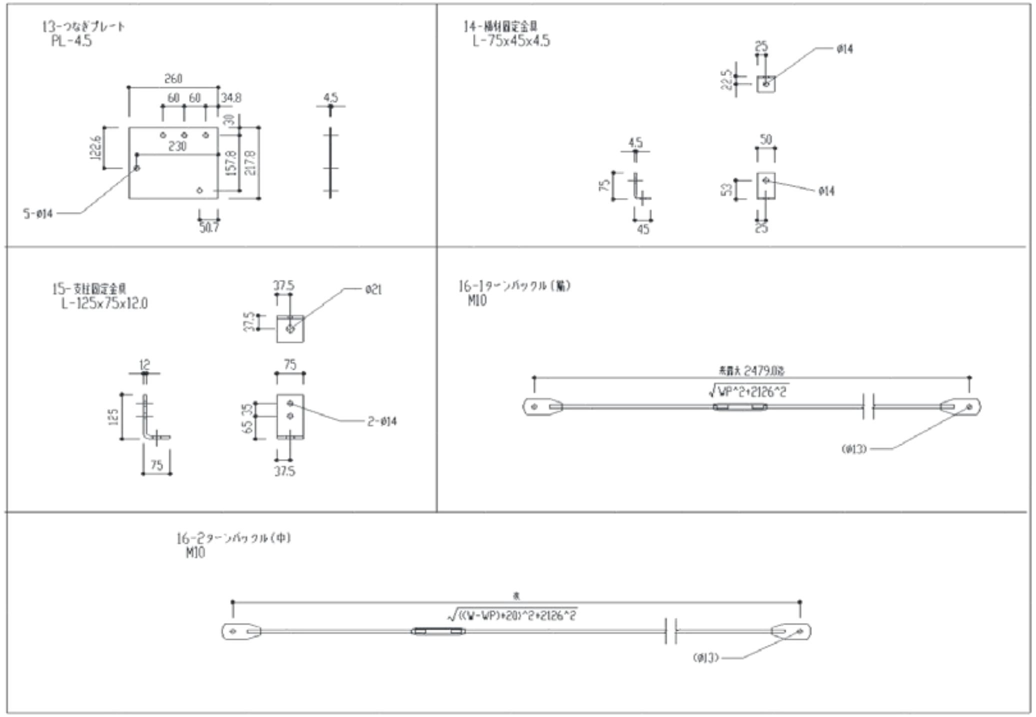

二　強風仕様

46-9表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-9表

地表面粗度区分	Ⅱ
設計用基準風速	40m/s以下
積雪区域	一般
垂直積雪量	30cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm以下
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

現行

二　強風仕様

46-7表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-7表

地表面粗度区分	Ⅱ
設計用基準風速	40m/s以下
積雪区域	一般
垂直積雪量	30cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm以下
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

改正	現行
イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 （イ）　構造体は、46-10表によること。	イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。 （イ）　構造体は、46-8表によること。

46-10表

太陽電池モジュールの配置及び規模	4段2列（計8枚）
アレイ面の傾斜角度	10°
アレイ面の最低高さ	GL+1,100mm

46-8表

太陽電池モジュールの配置及び規模	4段2列（計8枚）
アレイ面の傾斜角度	10°
アレイ面の最低高さ	GL+1,100mm

改正	現行
（ロ）　雪の平均単位重量は、20N/m^2/cmとすること。 （ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+1.8mであること。 （ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。 （ホ）　用途係数は、1.0とすること。 （ヘ）　基礎及び地盤は、46-11表によること。	（ロ）　雪の平均単位重量は、20N/m^2/cmとすること。 （ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+1.8mであること。 （ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。 （ホ）　用途係数は、1.0とすること。 （ヘ）　基礎及び地盤は、46-9表によること。

46-11表

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^{2}以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^{2}以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

46-9表

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^{2}以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^{2}以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

改正	現行
ロ　架台及び基礎の仕様は、鋼製架台については、次の（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ニ）、アルミニウム合金製架台については、次の（ホ）、（ヘ）、（ト）及び（チ）の仕様に適合するものであること。 （イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。	ロ　架台及び基礎の仕様は、次のいずれの仕様にも適合するものであること。 （イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

改正	現行
【　図　省略　】	【　図　省略　】
（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。	（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。
(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-12表に示すものであること。	(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-10表に示すものであること。

46-12表

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	4
2-1	支柱前(右)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
2-2	支柱前(左)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
3-1	支柱後(右)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
3-2	支柱後(左)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
4	つなぎ材	[-150×50×4.5	SS400相当	HDZ35以上	2
5	側面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	8
6	正面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
7	背面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
8	上弦材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
9	下弦材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
10	中央ブレース前	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6

46-10表

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	4
2-1	支柱前(右)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
2-2	支柱前(左)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
3-1	支柱後(右)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
3-2	支柱後(左)	C-100×50×20×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
4	つなぎ材	[-150×50×4.5	SS400相当	HDZ35以上	2
5	側面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	8
6	正面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
7	背面ブレース	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
8	上弦材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
9	下弦材	[-100×50×3.2	SS400相当	HDZ35以上	2
10	中央ブレース前	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6

改正

15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、C、ＰＬ、Ｌ、Ｍは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-13表に示すものであること。

46-13表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	94	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

現行

15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、C、ＰＬ、Ｌ、Ｍは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-11表に示すものであること。

46-11表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	94	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

改正	現行
（ホ）架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。 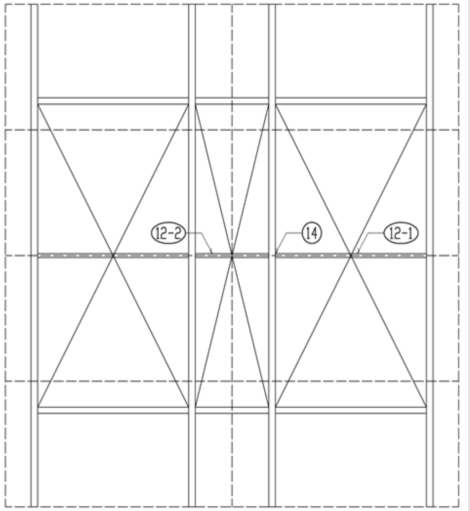 平面図 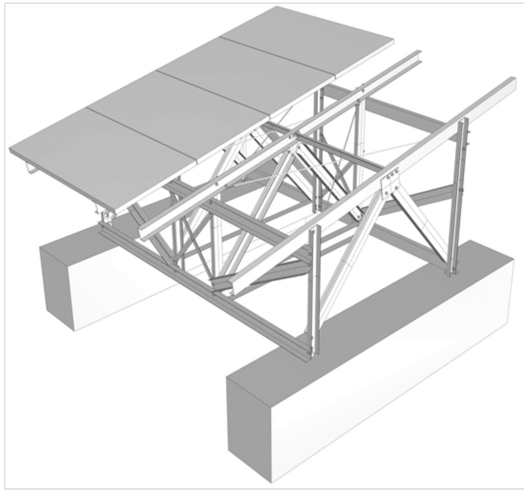 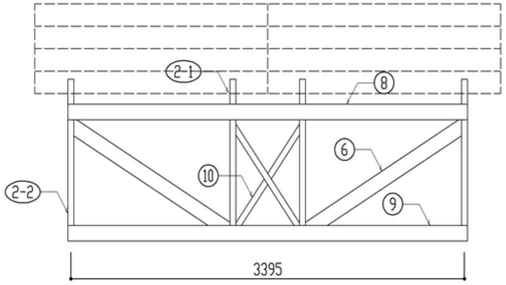 正面図 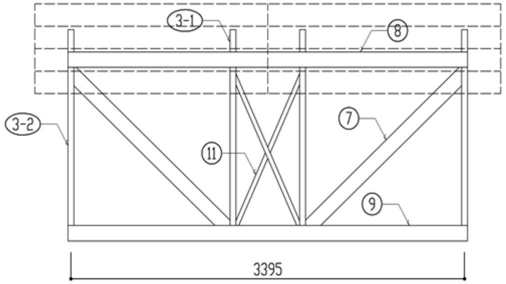 背面図	（ホ）　（新設）

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>

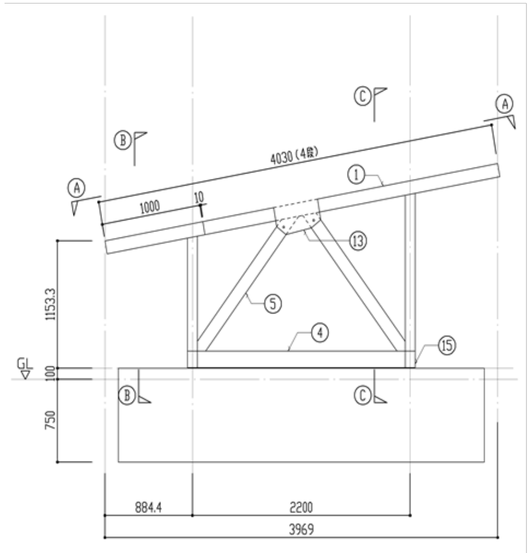

側面図

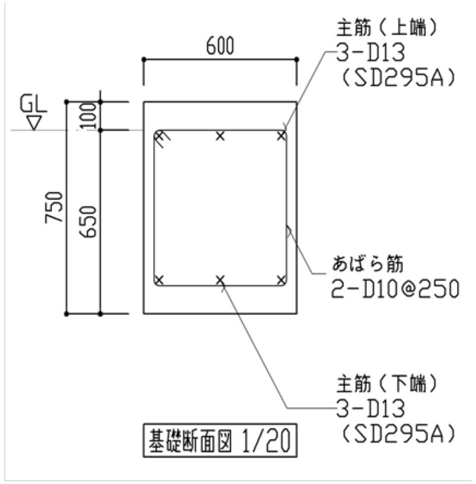

※　本組図は太陽電池モジュールの長辺及び短辺の長さが最大時で作図されており、実際の太陽電池モジュールサイズは2㎡以下とする。

注）図中の○に示す数字は、部材番号を示す。

（へ）使用部材は、次に適合するものであること。

（1）　支持架構の部材は、（ホ）に示す部材番号ごとに46-14表に示すものであること。

46-14表

<table>
<tr><th>部材番号</th><th>部材名</th><th>断面</th><th>鋼材種</th><th>表面処理</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>1</td><td>パネル受け</td><td>[-120×60×4.0</td><td>A6063-T5</td><td>陽極酸化被膜</td><td>4</td></tr>
</table>

</td><td>

（へ）　（新設）

</td></tr>
</table>

改正	現行
(table below)	

2-1	支柱前(右)	[-100×50×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
2-2	支柱前(左)	[-100×50×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-1	支柱後(右)	[-100×50×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-2	支柱後(左)	[-100×50×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
4	つなぎ材	[-150×75×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
5	側面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	8
6	正面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
7	背面ブレース	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
8	上弦材	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
9	下弦材	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
10	中央ブレース前	PL-50×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
11	中央ブレース後	PL-50×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
12-1	横材(端)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
12-2	横材(中)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	6
15	支柱固定金具	L-165×30×14	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400	HDZ35相当	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400	HDZ35相当	2

(2) 締結材は、46-15表に示すものであること。

改正	現行

46-15表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M16	A2-50		94	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	A2-50		32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	—

（ト）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

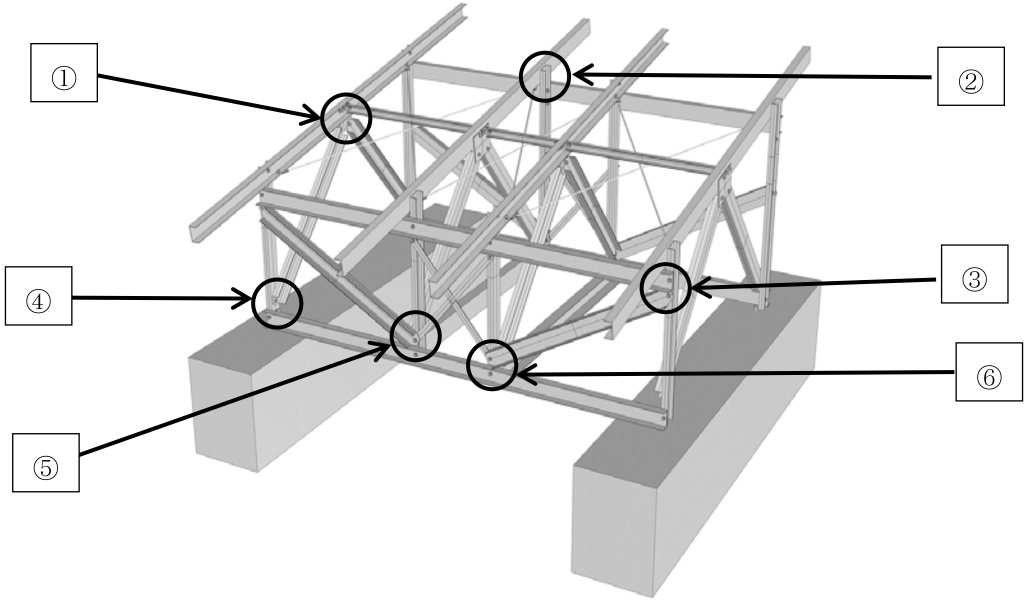

（現行）

（ト）　（新設）

改正	現行
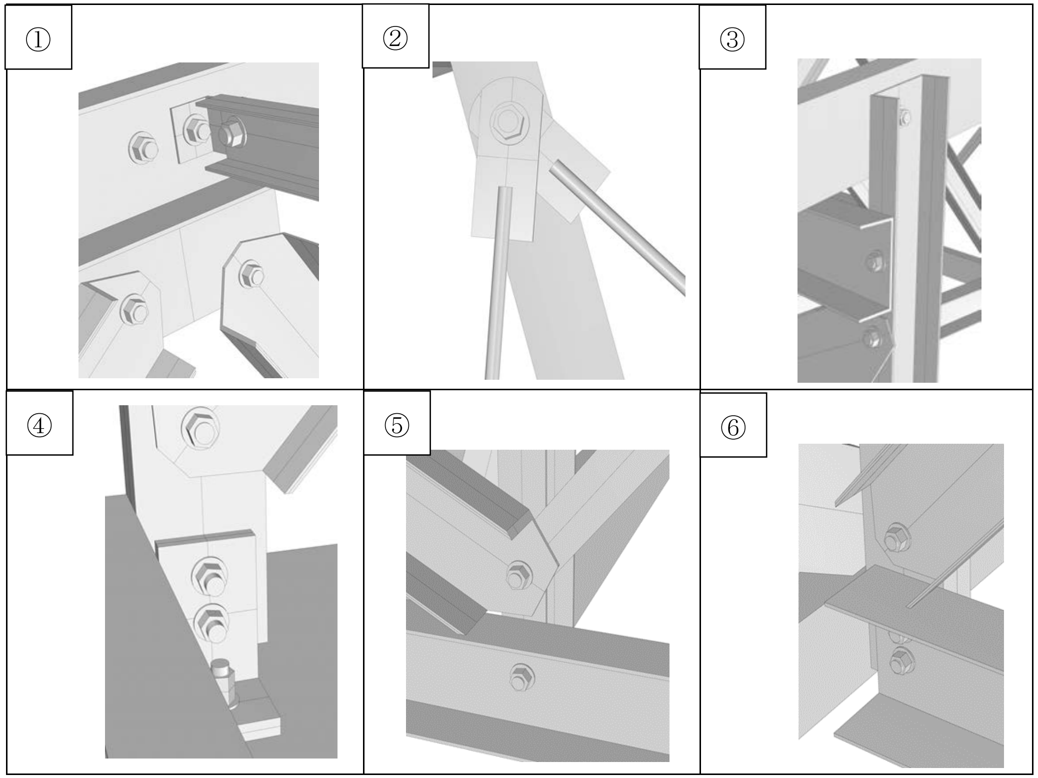 （チ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（ホ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。	（チ）　（新設）

改正	現行
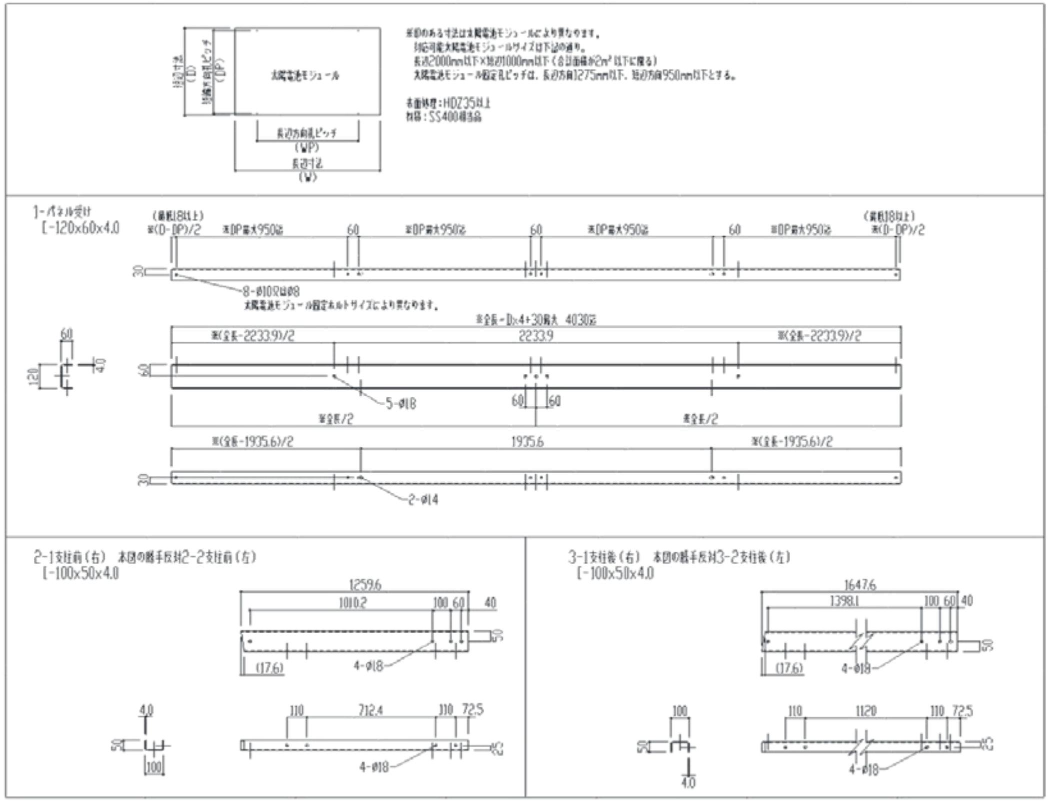	

※印のある寸法は太陽電池モジュールにより異なります。
対応可能太陽電池モジュールサイズは下記の通り。
長辺2000mm以下×短辺1000mm以下（合計面積が2m²以下に限る）
太陽電池モジュール固定孔ピッチは、長辺方向1275mm以下、短辺方向950mm以下とする。
表面処理：HDZ35以上
材質：SS400相当品
太陽電池モジュール
1-パネル受け
[-120x60x4.0
2-1支柱前（右） 本図の勝手反対2-2支柱前（左）
[-100x50x4.0
3-1支柱後（右） 本図の勝手反対3-2支柱後（左）
[-100x50x4.0

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>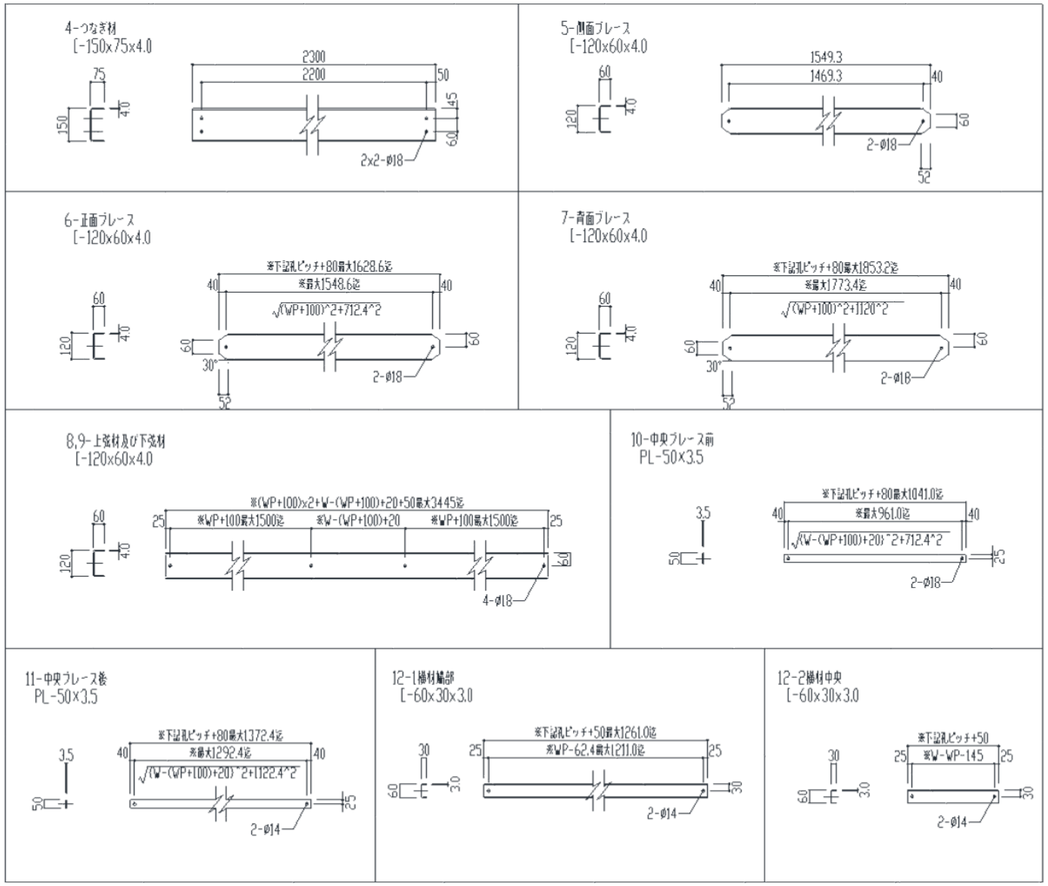
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
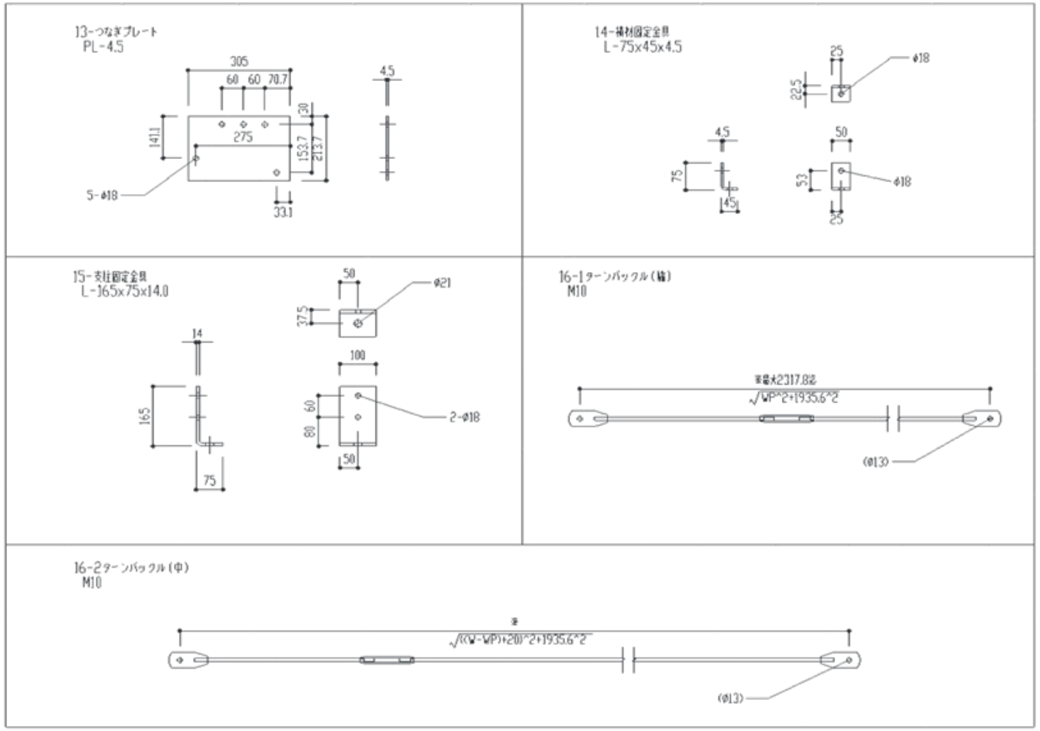

三　多雪仕様

46-16表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-16表

<table><tr><td>地表面粗度区分</td><td>Ⅲ</td></tr></table>
</td><td>
三　多雪仕様

46-12表に示す施設条件下において、イ及びロのいずれにも適合する場合

46-12表

<table><tr><td>地表面粗度区分</td><td>Ⅲ</td></tr></table>
</td></tr>
</table>

改正

設計用基準風速	30m/s以下
積雪区域	多雪
垂直積雪量	180cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm以下
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。

（イ）　構造体は、46-17表によること。

46-17表

太陽電池モジュールの配置及び規模	4段2列（計8枚）
アレイ面の傾斜角度	30°
アレイ面の最低高さ	GL+1,900mm

（ロ）　雪の平均単位重量は、30N/m^2/cmとすること。

（ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+2.9mであること。

（ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。

（ホ）　用途係数は、1.0とすること。

（ヘ）　基礎及び地盤は、46-18表によること。

46-18表

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^2以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^2以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

現行

設計用基準風速	30m/s以下
積雪区域	多雪
垂直積雪量	180cm以下
太陽電池モジュールのサイズ	2,000mm×1,000mm以下
太陽電池モジュールの重量	28kg/枚以下

イ　設計条件として、次のいずれの値にも適合するものであること。

（イ）　構造体は、46-13表によること。

46-13表

太陽電池モジュールの配置及び規模	4段2列（計8枚）
アレイ面の傾斜角度	30°
アレイ面の最低高さ	GL+1,900mm

（ロ）　雪の平均単位重量は、30N/m^2/cmとすること。

（ハ）　アレイ面の地上平均高さは、GL+2.9mであること。

（ニ）　地震荷重について水平震度は、0.3とすること。

（ホ）　用途係数は、1.0とすること。

（ヘ）　基礎及び地盤は、46-14表によること。

46-14表

基礎	鉄筋コンクリート基礎
コンクリート強度Fc	21N/mm^2以上
土質	粘性土と同等以上
N値	3以上
長期許容支持力	20kN/m^2以上
地盤との摩擦係数	0.3以上

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
ロ　架台及び基礎の仕様は、鋼製架台については、次の（イ）、（ロ）、（ハ）及び（ニ）、アルミニウム合金製架台については、次の（ホ）、（ヘ）、（ト）及び（チ）の仕様に適合するものであること。
（イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

【　図　省略　】

（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。
(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-19表に示すものであること。

46-19表
<table>
<tr><th>部材番号</th><th>部材名</th><th>断面</th><th>鋼材種</th><th>表面処理</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>1</td><td>パネル受け</td><td>[-100×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>4</td></tr>
<tr><td>2-1</td><td>支柱前(右)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>2-2</td><td>支柱前(左)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>3-1</td><td>支柱後(右)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>3-2</td><td>支柱後(左)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>4</td><td>つなぎ材</td><td>[-150×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>5</td><td>側面ブレース</td><td>[-150×75×4.5</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>8</td></tr>
<tr><td>6</td><td>正面ブレース</td><td>[-150×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>7</td><td>背面ブレース</td><td>[-150×75×4.5</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>8</td><td>上弦材</td><td>[-100×50×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>9</td><td>下弦材</td><td>[-100×50×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>10</td><td>中央ブレース前</td><td>PL-38×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
</table>
</td><td>
ロ　架台及び基礎の仕様は、次のいずれの仕様にも適合するものであること。
（イ）　架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。

【　図　省略　】

（ロ）　使用部材は、次に適合するものであること。
(1)　支持架構の部材は、（イ）に示す部材番号ごとに46-15表に示すものであること。

46-15表
<table>
<tr><th>部材番号</th><th>部材名</th><th>断面</th><th>鋼材種</th><th>表面処理</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>1</td><td>パネル受け</td><td>[-100×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>4</td></tr>
<tr><td>2-1</td><td>支柱前(右)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>2-2</td><td>支柱前(左)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>3-1</td><td>支柱後(右)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>3-2</td><td>支柱後(左)</td><td>C-150×65×20×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>4</td><td>つなぎ材</td><td>[-150×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>5</td><td>側面ブレース</td><td>[-150×75×4.5</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>8</td></tr>
<tr><td>6</td><td>正面ブレース</td><td>[-150×50×3.2</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>7</td><td>背面ブレース</td><td>[-150×75×4.5</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>8</td><td>上弦材</td><td>[-100×50×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>9</td><td>下弦材</td><td>[-100×50×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
<tr><td>10</td><td>中央ブレース前</td><td>PL-38×2.3</td><td>SS400相当</td><td>HDZ35以上</td><td>2</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正

11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6
15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、Ｃ、ＰＬ、Ｌ、Ｍは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-20表に示すものであること。

46-20表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	118	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

現行

11	中央ブレース後	PL-38×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-1	横材(端)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	2
12-2	横材(中)	[-60×30×2.3	SS400相当	HDZ35以上	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	SS400相当	HDZ35以上	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	SS400相当	HDZ35以上	6
15	支柱固定金具	L-165×75×9.0	SS400相当	HDZ35以上	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400相当	HDZ35以上	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400相当	HDZ35以上	2

注1）断面の列における[、Ｃ、ＰＬ、Ｌ、Ｍは、それぞれ支持架構の部材の断面形態を表している。

注2）塩害地等の高腐食環境に設置する場合は、表面処理について適切に選定すること。

（2）締結材は、46-16表に示すものであること。

46-16表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M12	SS400相当	HDZ-A種相当	118	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	SS400相当	HDZ-A種相当	32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	

（ハ）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

【　図　省略　】

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

（ホ）架台及び基礎の構造図は、次の図に示す構造とすること。
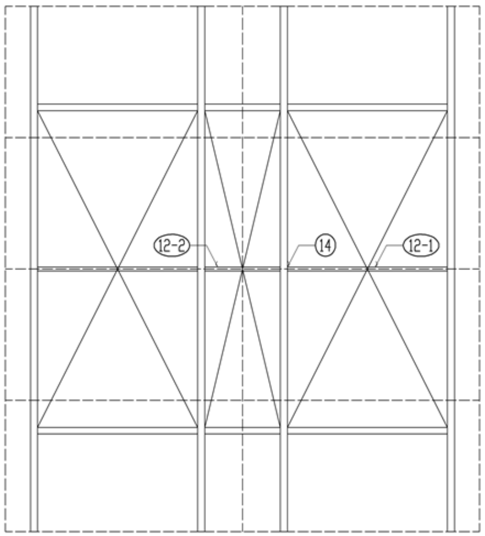

平面図
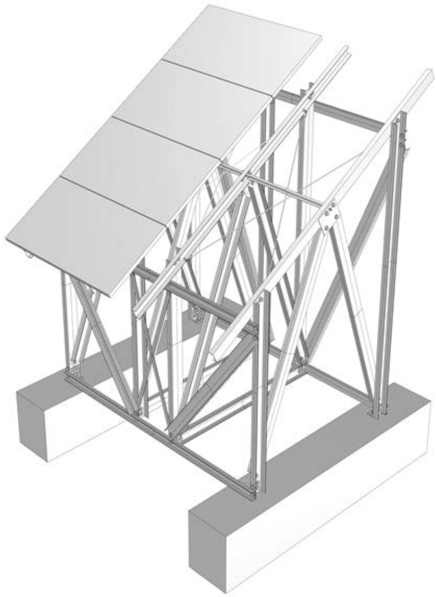
</td><td>
（ニ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（イ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。

【　図　省略　】

（ホ）　（新設）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
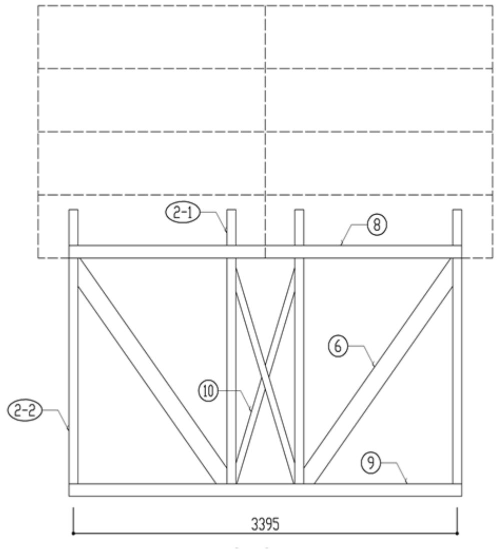

正面図

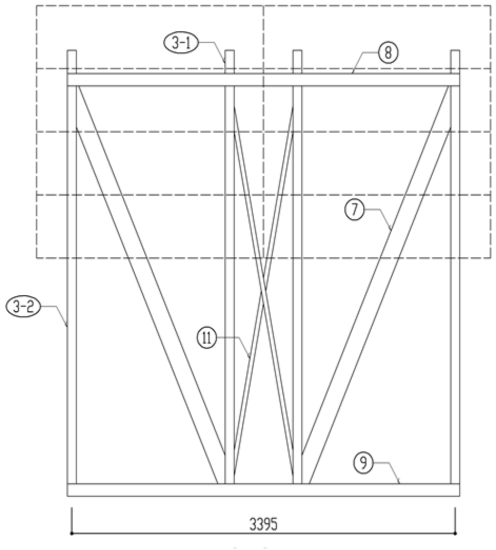

背面図

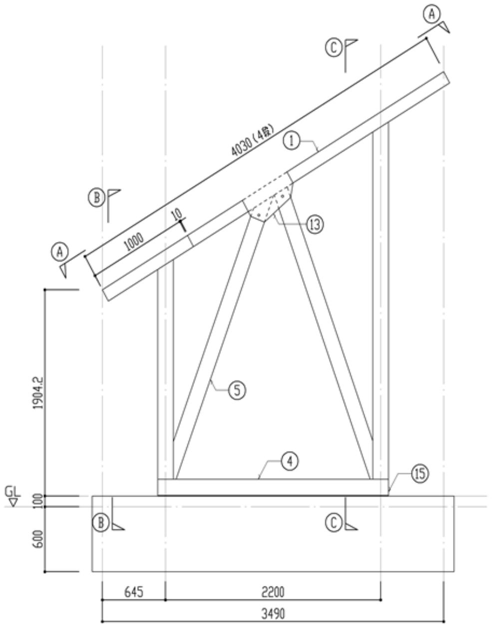

側面図

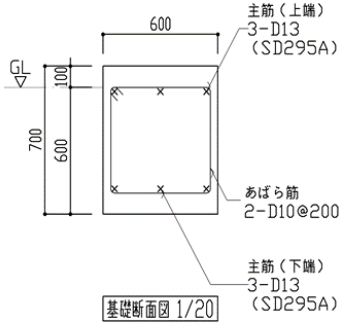

基礎断面図 1/20
</td><td></td></tr>
</table>

改正	現行
※　本組図は太陽電池モジュールの長辺及び短辺の長さが最大時で作図されており、実際の太陽電池モジュールサイズは2㎡以下とする。 注）図中の〇に示す数字は、部材番号を示す。 （へ）使用部材は、次に適合するものであること。 (1)　支持架構の部材は、（ホ）に示す部材番号ごとに46-21表に示すものであること。	（へ）　（新設）

46-21表

部材番号	部材名	断面	鋼材種	表面処理	数量
1	パネル受け	[-120×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
2-1	支柱前(右)	[-160×80×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
2-2	支柱前(左)	[-160×80×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-1	支柱後(右)	[-160×80×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
3-2	支柱後(左)	[-160×80×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
4	つなぎ材	[-150×60×4.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
5	側面ブレース	[-150×75×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	8
6	正面ブレース	[-150×60×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
7	背面ブレース	[-150×75×6.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
8	上弦材	[-100×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
9	下弦材	[-100×50×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
10	中央ブレース前	PL-60×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
11	中央ブレース後	PL-60×3.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	2

改正	現行
(see below)	（ト）　（新設）

12-1	横材(端)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	2
12-2	横材(中)	[-60×30×3.0	A6063-T5	陽極酸化被膜	1
13	つなぎプレート	PL-4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
14	横材固定金具	L-75×45×4.5	A6063-T5	陽極酸化被膜	6
15	支柱固定金具	L-165×75×15	A6063-T5	陽極酸化被膜	4
16-1	ターンバックル(端)	M10	SS400	HDZ35相当	4
16-2	ターンバックル(中)	M10	SS400	HDZ35相当	2

（2）締結材は、46-22表に示すものであること。

46-22表

接合箇所	ボルト	鋼材種	表面処理	数量	備考
架台接合	M20	A2-50		118	架台の全接合部に使用する
モジュール固定	M6またはM8	A2-50		32	ボルトサイズはメーカー指定による
アンカーボルト	M16	SS400相当	HDZ-A種相当	4	―

（ト）　接合部の施工は、次の図の接合部ごとに示す詳細図によること。

改正	現行
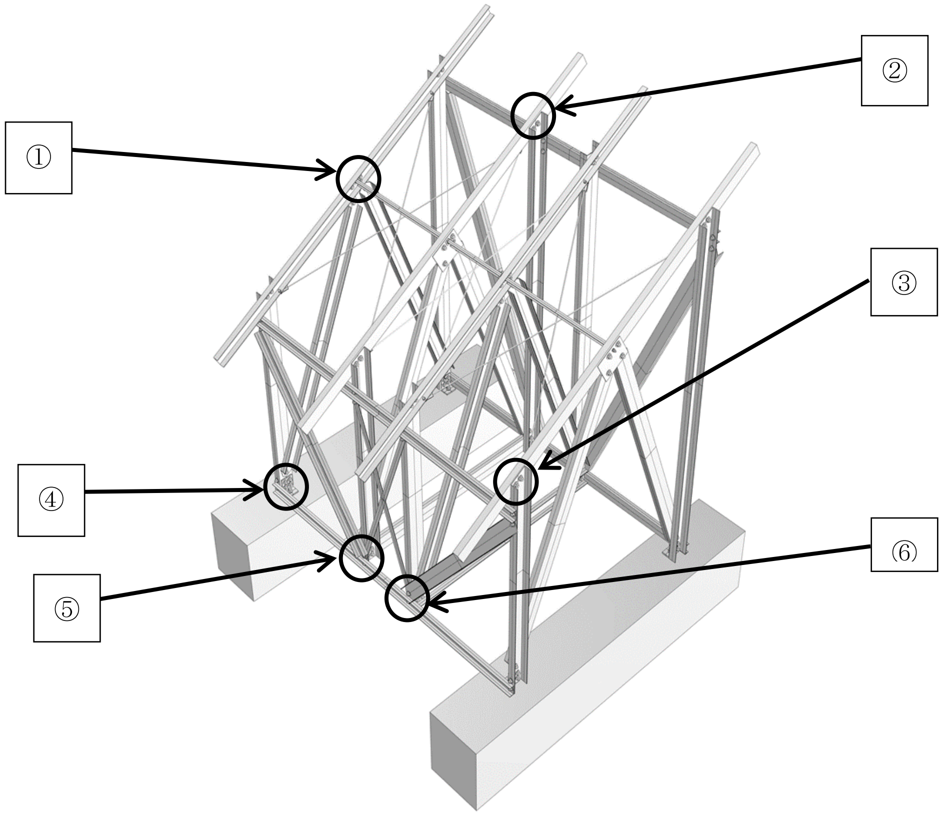	

改正	現行
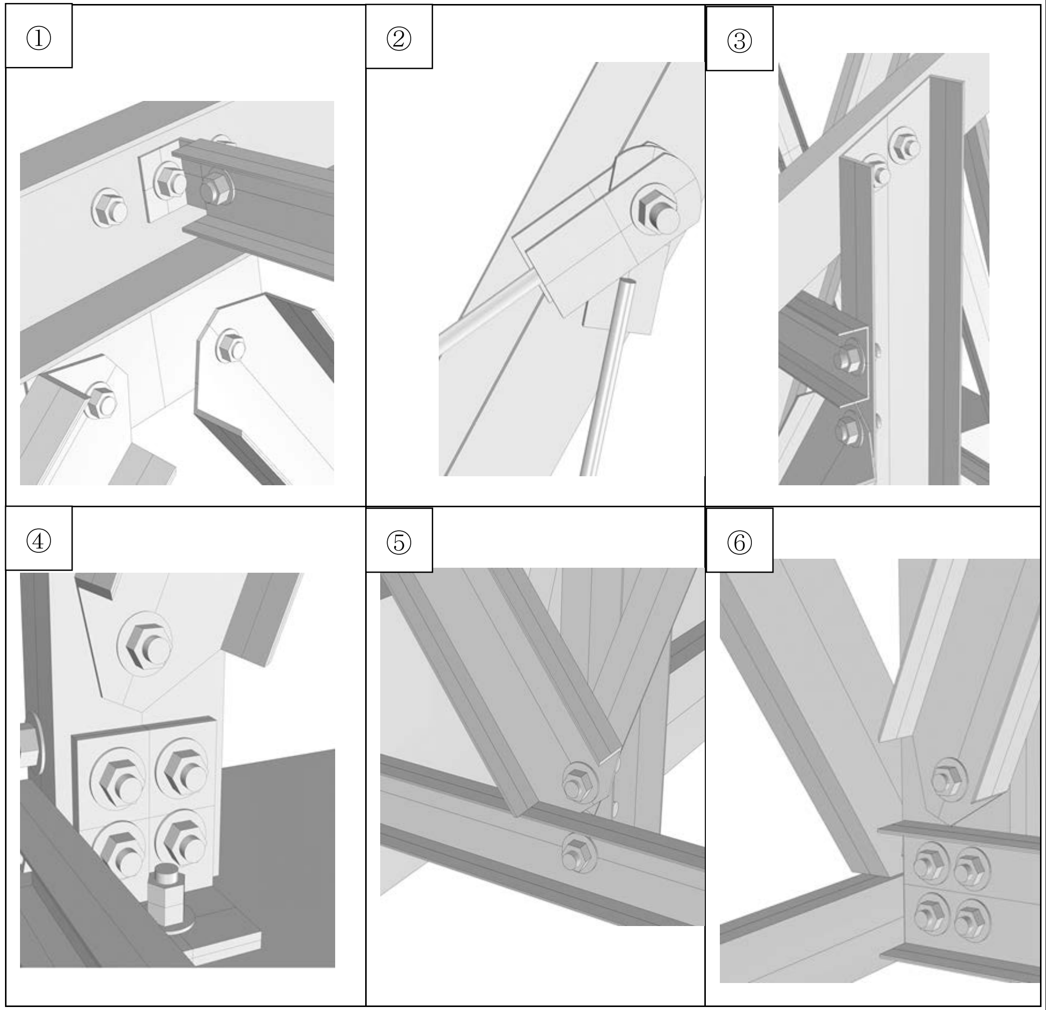 （チ）　太陽電池モジュールを構成する部品は、（ホ）に示す部材番号ごとに次の図に示すものであること。	（チ）　（新設）

改正	現行
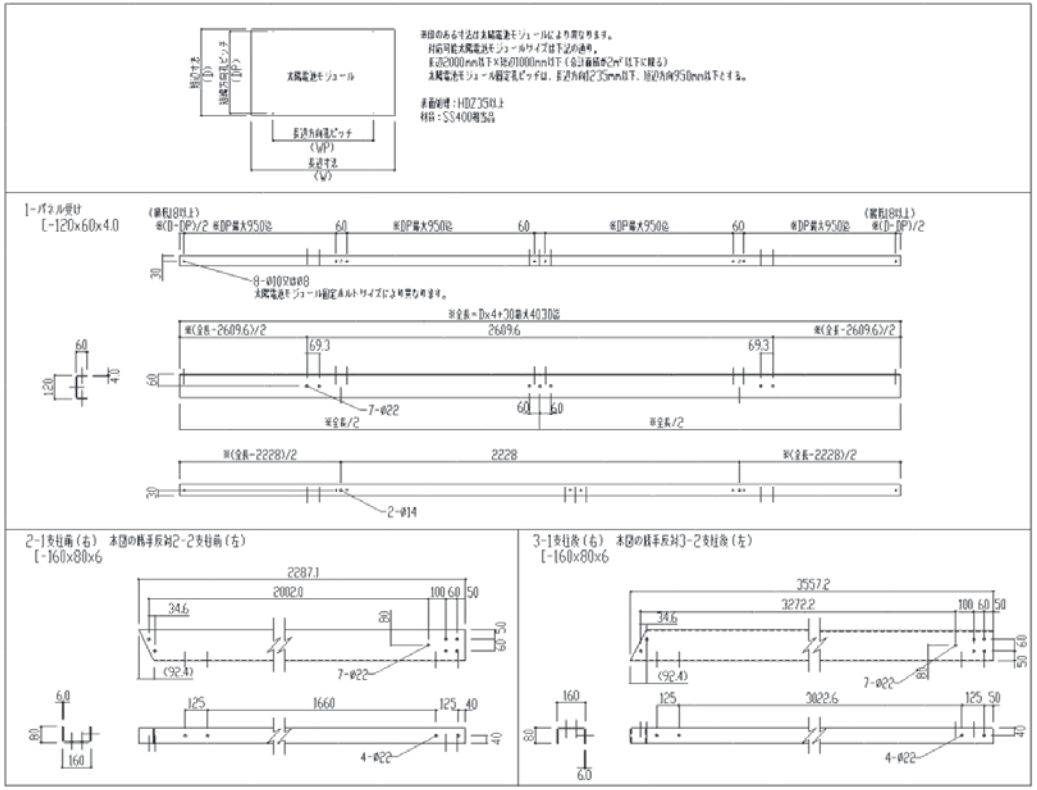※印のある寸法は太陽電池モジュールにより異なります。 対応可能太陽電池モジュールサイズは下記の通り。 長辺2000mm以下×短辺1000mm以下（合計面積が2m²以下に限る） 太陽電池モジュール固定孔ピッチは、長辺方向1235mm以下、短辺方向950mm以下とする。 表面処理：HDZ35以上 材質：SS400相当品 太陽電池モジュール 1-パネル受け [-120x60x4.0 2-1支柱前（右） 本図の勝手反対2-2支柱前（左） [-160x80x6 3-1支柱後（右） 本図の勝手反対3-2支柱後（左） [-160x80x6	

改正	現行
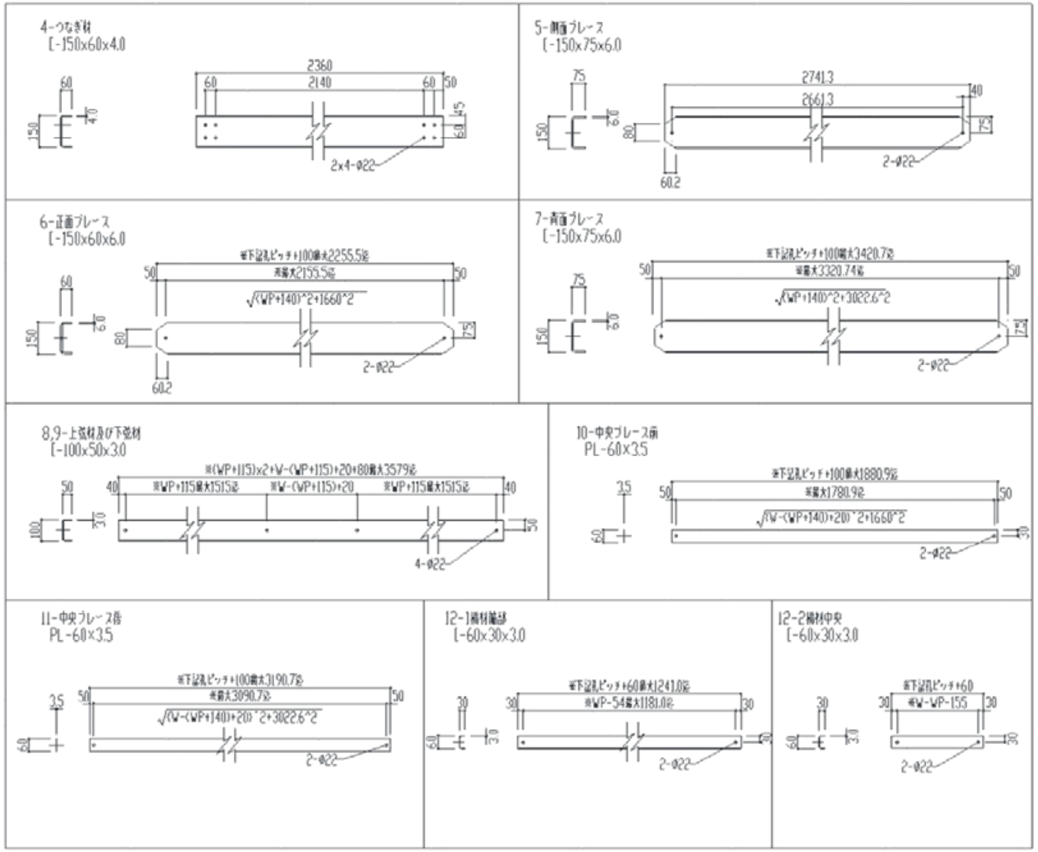	

4-つなぎ材
[-150x60x4.0
2360
2140
2x4-Φ22
[-150x75x6.0
2741.3
2661.3
2-Φ22
6-正面ブレース
[-150x60x6.0
※下記孔ピッチ+100最大2255.5㎜
※最大2155.5㎜
√(WP+140)^2+1660^2
[-150x75x6.0
※下記孔ピッチ+100最大3420.7㎜
※最大3320.74㎜
√(WP+140)^2+3022.6^2
[-100x50x3.0
※(WP+115)x2+W-(WP+115)+20+80最大3579㎜
※WP+115最大1515㎜
※W-(WP+115)+20
4-Φ22
PL-60x3.5
※下記孔ピッチ+100最大1880.9㎜
※最大1780.9㎜
√(W-(WP+140)+20)^2+1660^2
PL-60x3.5
※下記孔ピッチ+100最大3190.7㎜
※最大3090.7㎜
√(W-(WP+140)+20)^2+3022.6^2
[-60x30x3.0
※下記孔ピッチ+60最大1241.0㎜
※WP-54最大1181.0㎜
[-60x30x3.0
※下記孔ピッチ+60
※W-WP-155

改正	現行
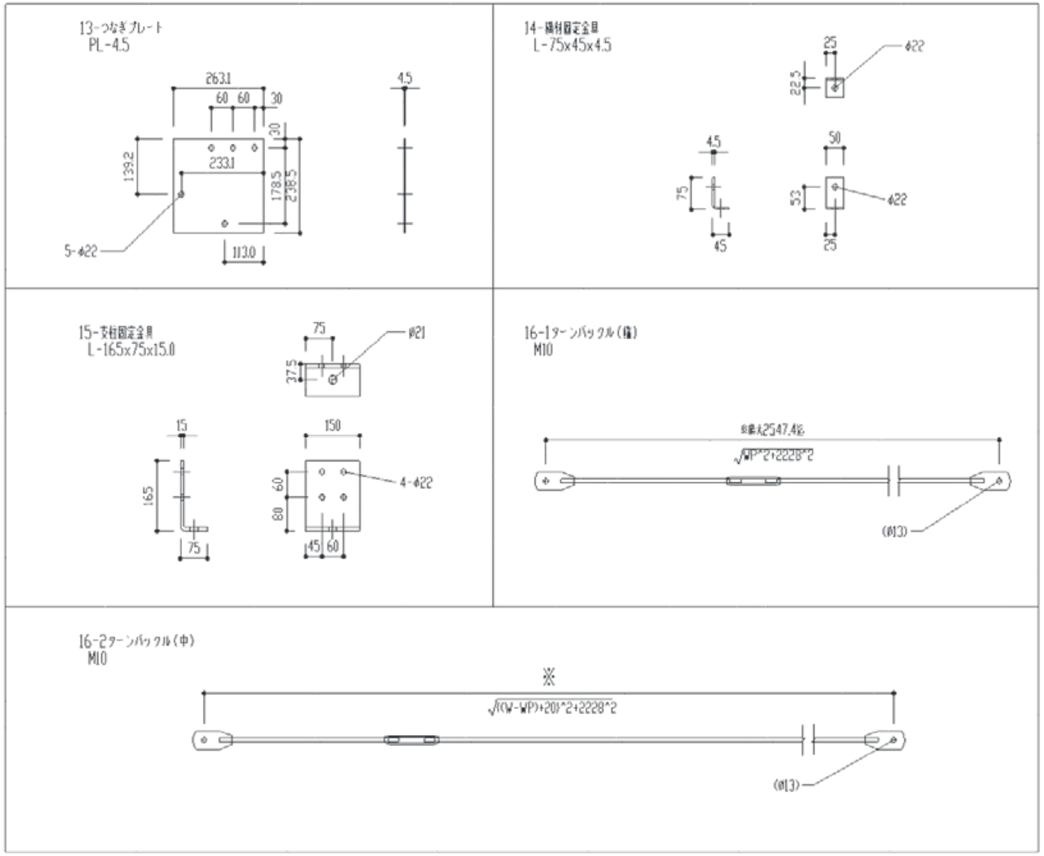 <u>4　太陽電池モジュールの支持物を土地に自立して施設する場合には、施設による土砂の流出又は崩壊を防止する措置を講ずること。</u>	<u>4　　（新設）</u>
【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】（省令第27条の2） **第50条**　（略） 2　測定装置は、<u>日本産業規格</u> JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3　（略）	**【電線路からの電磁誘導作用による人の健康影響の防止】**（省令第27条の2） **第50条**　（略） 2　測定装置は、<u>日本工業規格</u> JIS C 1910（2004）「人体ばく露を考慮した低周波磁界及び電界の測定－測定器の特別要求事項及び測定の手引き」に適合する3軸のものであること。 3　（略）

改正	現行
【架空電線路の防護具】（省令第29条） **第55条**　（略） 2　高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一　（略） 二　完成品は、乾燥した状態において15,000Vの交流電圧を、また、日本産業規格 JIS C 0920(2003)「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」に規定する「14.2.3 オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験」の試験方法により散水した直後の状態において10,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有すること。 3　使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路に使用する、特別高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一・二　（略） 三　完成品は、乾燥した状態において25,000Vの交流電圧を、また、日本産業規格JIS C 0920(2003)「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」に規定する「14.2.3 オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験　b) 付図5に示す散水ノズル装置を使用する場合の条件」の試験方法により散水した直後の状態において22,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に、連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有すること。	**【架空電線路の防護具】**（省令第29条） **第55条**　（略） 2　高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一　（略） 二　完成品は、乾燥した状態において15,000Vの交流電圧を、また、日本工業規格 JIS C 0920(2003)「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」に規定する「14.2.3 オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験」の試験方法により散水した直後の状態において10,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有すること。 3　使用電圧が35,000V以下の特別高圧電線路に使用する、特別高圧防護具は、次の各号に適合するものであること。 一・二　（略） 三　完成品は、乾燥した状態において25,000Vの交流電圧を、また、日本工業規格JIS C 0920(2003)「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」に規定する「14.2.3 オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験　b) 付図5に示す散水ノズル装置を使用する場合の条件」の試験方法により散水した直後の状態において22,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に、連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有すること。
【鉄筋コンクリート柱の構成等】（省令第32条第1項） **第56条**　電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。 一　次に適合する材料で構成されたものであること。 イ　許容応力は、次によること。 (イ)　コンクリートの許容曲げ圧縮応力、許容せん断応力及び形鋼、平鋼又は棒鋼に対する許容付着応力は、56-1表に規定する値	**【鉄筋コンクリート柱の構成等】**（省令第32条第1項） **第56条**　電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱は、次の各号のいずれかに適合するものであること。 一　次に適合する材料で構成されたものであること。 イ　許容応力は、次によること。 (イ)　コンクリートの許容曲げ圧縮応力、許容せん断応力及び形鋼、平鋼又は棒鋼に対する許容付着応力は、56-1表に規定する値

56-1表

コンクリートの圧縮強度（N/mm^2）	許容曲げ圧縮応力（N/mm^2）	許容せん断応力（N/mm^2）	許容付着応力（N/mm^2）		
			形鋼又は平鋼	棒鋼	
				丸鋼	異形棒鋼
17.7以上 20.6未満	5.88	0.59	0.34	0.69	1.37
20.6以上 23.5未満	6.86	0.64	0.36	0.74	1.47
23.5以上	7.84	0.69	0.39	0.78	1.57

（備考）コンクリートの圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本産業規格 JIS A 1108（2006）「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。

（ロ）・（ハ）　（略）

ロ　形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。

（イ）　日本産業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400又はSS490

（ロ）　日本産業規格 JIS G 3112（2010）「鉄筋コンクリート用棒鋼」に規定する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち熱間圧延によって製造された丸鋼又は異形棒鋼（SD295A、SD295B又はSD345に限る。）

ハ　ボルトは、日本産業規格 JIS B 1051（2000）「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186（1995）「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」（JIS B 1186（2007）にて追補）に規定するボルトであること。

二　工場打ち鉄筋コンクリート柱であって、次に適合するものであること。

イ　遠心力プレストレストコンクリートポールにあっては、日本産業規格 JIS A 5373（2010）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5　品質」、「8　材料及び製造方法」、「9　試験方法」並びに「附属書A　ポール類」及び「推奨仕様A-1　プレストレストコンクリートポール」に係るもの

56-1表

コンクリートの圧縮強度（N/mm^2）	許容曲げ圧縮応力（N/mm^2）	許容せん断応力（N/mm^2）	許容付着応力（N/mm^2）		
			形鋼又は平鋼	棒鋼	
				丸鋼	異形棒鋼
17.7以上 20.6未満	5.88	0.59	0.34	0.69	1.37
20.6以上 23.5未満	6.86	0.64	0.36	0.74	1.47
23.5以上	7.84	0.69	0.39	0.78	1.57

（備考）コンクリートの圧縮強度は、材令28日の3個以上の供試体を日本工業規格 JIS A 1108（2006）「コンクリートの圧縮強度試験方法」に規定するコンクリートの圧縮強度試験方法により試験を行って求めた圧縮強度の平均値とする。

（ロ）・（ハ）　（略）

ロ　形鋼、平鋼及び棒鋼は、次のいずれかであること。

（イ）　日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400又はSS490

（ロ）　日本工業規格 JIS G 3112（2010）「鉄筋コンクリート用棒鋼」に規定する鉄筋コンクリート用棒鋼のうち熱間圧延によって製造された丸鋼又は異形棒鋼（SD295A、SD295B又はSD345に限る。）

ハ　ボルトは、日本工業規格 JIS B 1051（2000）「炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186（1995）「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」（JIS B 1186（2007）にて追補）に規定するボルトであること。

二　工場打ち鉄筋コンクリート柱であって、次に適合するものであること。

イ　遠心力プレストレストコンクリートポールにあっては、日本工業規格 JIS A 5373（2010）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5　品質」、「8　材料及び製造方法」、「9　試験方法」並びに「附属書A　ポール類」及び「推奨仕様A-1　プレストレストコンクリートポール」に係るもの

改正	現行
ロ　遠心力鉄筋コンクリートポールにあっては、日本産業規格 JIS A 5309（1971）「遠心力プレストレストコンクリートポールおよび遠心力鉄筋コンクリートポール」の「5　品質」及び「6　曲げ強さ試験」の第1種に係るもの 三　（略） 四　第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。 イ　鋼管は、次のいずれかであること。 （イ）　日本産業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの （ロ）　日本産業規格JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの （ハ）　日本産業規格JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490 （ニ）　日本産業規格JIS G 3445（2010）「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 （ホ）　（略） ロ　（略） ハ　鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあっては、日本産業規格 JIS A 5373（2010）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5　品質」、「8　材料及び製造方法」、「9　試験方法」並びに「附属書A　ポール類」及び「推奨仕様A-1　プレストレストコンクリートポール」に適合するもの、遠心力鉄筋コンクリートにあっては、日本産業規格 JIS A 5309（1971）「遠心力プレストレストコンクリートポールおよび遠心力鉄筋コンクリートポール」の「3　材料」及び「4　製造」に適合するものであること。 ニ　（略）	ロ　遠心力鉄筋コンクリートポールにあっては、日本工業規格 JIS A 5309（1971）「遠心力プレストレストコンクリートポールおよび遠心力鉄筋コンクリートポール」の「5　品質」及び「6　曲げ強さ試験」の第1種に係るもの 三　（略） 四　第三号に規定する性能を満足する複合鉄筋コンクリート柱の規格は、次のとおりとする。 イ　鋼管は、次のいずれかであること。 （イ）　日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの （ロ）　日本工業規格JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの （ハ）　日本工業規格JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490 （ニ）　日本工業規格JIS G 3445（2010）「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 （ホ）　（略） ロ　（略） ハ　鉄筋コンクリートは、遠心力プレストレストコンクリートにあっては、日本工業規格 JIS A 5373（2010）「プレキャストプレストレストコンクリート製品」の「5　品質」、「8　材料及び製造方法」、「9　試験方法」並びに「附属書A　ポール類」及び「推奨仕様A-1　プレストレストコンクリートポール」に適合するもの、遠心力鉄筋コンクリートにあっては、日本工業規格 JIS A 5309（1971）「遠心力プレストレストコンクリートポールおよび遠心力鉄筋コンクリートポール」の「3　材料」及び「4　製造」に適合するものであること。 ニ　（略）
【鉄柱及び鉄塔の構成等】（省令第32条第1項） **第57条**　架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。	**【鉄柱及び鉄塔の構成等】**（省令第32条第1項） **第57条**　架空電線路の支持物として使用する鉄柱又は鉄塔は、次の各号に適合するもの又は第2項の規定に適合する鋼管柱であること。

改正	現行
一　（略）	一　（略）
二　鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。	二　鉄柱（鋼板組立柱を除く。以下この条において同じ。）又は鉄塔を構成する鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼は、次によること。
イ　鋼材は、次のいずれかであること。	イ　鋼材は、次のいずれかであること。
（イ）　日本産業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540	（イ）　日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540
（ロ）　日本産業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材	（ロ）　日本工業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材
（ハ）　日本産業規格 JIS G 3114（2008）「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	（ハ）　日本工業規格 JIS G 3114（2008）「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定する溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材
（ニ）　日本産業規格 JIS G 3129（2005）「鉄塔用高張力鋼鋼材」に規定する鉄塔用高張力鋼鋼材	（ニ）　日本工業規格 JIS G 3129（2005）「鉄塔用高張力鋼鋼材」に規定する鉄塔用高張力鋼鋼材
（ホ）　日本産業規格 JIS G 3223（1988）「鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品」（JIS G 3223（2008）にて追補）に規定する鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品	（ホ）　日本工業規格 JIS G 3223（1988）「鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品」（JIS G 3223（2008）にて追補）に規定する鉄塔フランジ用高張力鋼鍛鋼品
（ヘ）　（略）	（ヘ）　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
三　（略）	三　（略）
四　鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。	四　鉄柱又は鉄塔を構成する鋼管（コンクリート又はモルタルを充てんしたものを含む。）は、次によること。
イ　鋼材は、次のいずれかであること。	イ　鋼材は、次のいずれかであること。
（イ）　日本産業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの	（イ）　日本工業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの
（ロ）　日本産業規格 JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK490又はSTK540	（ロ）　日本工業規格 JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK490又はSTK540
（ハ）　日本産業規格 JIS G 3474（2008）「鉄塔用高張力鋼管」（JIS G 3474（2011）にて追補）に規定する鉄塔用高張力鋼管	（ハ）　日本工業規格 JIS G 3474（2008）「鉄塔用高張力鋼管」（JIS G 3474（2011）にて追補）に規定する鉄塔用高張力鋼管
ロ～ホ　（略）	ロ～ホ　（略）
五　鉄柱又は鉄塔を構成するボルトは、日本産業規格 JIS B 1051（2000）「炭素鋼及	五　鉄柱又は鉄塔を構成するボルトは、日本工業規格 JIS B 1051（2000）「炭素鋼及

改正	現行
び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186（1995）「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」（JIS B 1186（2007）にて追補）に規定するボルトであること。 2　第1項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。 一　鋼管は、次のいずれかであること。 イ　日本産業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの ロ　日本産業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの ハ　日本産業規格 JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490 ニ　日本産業規格 JIS G 3445（2010）「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 二～四　（略）	び合金鋼製締結用部品の機械的性質－第1部：ボルト、ねじ及び植込みボルト」又はJIS B 1186（1995）「摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット」（JIS B 1186（2007）にて追補）に規定するボルトであること。 2　第1項各号の規定によらない鋼管柱は、次の各号に適合するものであること。 一　鋼管は、次のいずれかであること。 イ　日本工業規格 JIS G 3101（2010）「一般構造用圧延鋼材」に規定する一般構造用圧延鋼材のうちSS400、SS490又はSS540を管状に溶接したもの ロ　日本工業規格 JIS G 3106（2008）「溶接構造用圧延鋼材」に規定する溶接構造用圧延鋼材を管状に溶接したもの ハ　日本工業規格 JIS G 3444（2010）「一般構造用炭素鋼鋼管」に規定する一般構造用炭素鋼鋼管のうちSTK400、STK500又はSTK490 ニ　日本工業規格 JIS G 3445（2010）「機械構造用炭素鋼鋼管」に規定する機械構造用炭素鋼鋼管のうち13種、14種、15種、16種又は17種 二～四　（略）
【低高圧架空電線と植物との接近】（省令第5条第1項、第29条） **第79条**　低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。 一　低圧架空電線又は高圧架空電線を、次に適合する防護具に収めて施設すること。 イ　（略） ロ　完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 （イ）　（略） （ロ）　高圧架空電線に使用するものは、乾燥した状態において15,000Vの交流電圧を、また、日本産業規格 JIS C 0920（2003）「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に規定する「14.2.3　オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験」の試験方法により散水した直後の状態において10,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有す	**【低高圧架空電線と植物との接近】**（省令第5条第1項、第29条） **第79条**　低圧架空電線又は高圧架空電線は、平時吹いている風等により、植物に接触しないように施設すること。ただし、次の各号のいずれかによる場合は、この限りでない。 一　低圧架空電線又は高圧架空電線を、次に適合する防護具に収めて施設すること。 イ　（略） ロ　完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 （イ）　（略） （ロ）　高圧架空電線に使用するものは、乾燥した状態において15,000Vの交流電圧を、また、日本工業規格 JIS C 0920（2003）「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」に規定する「14.2.3　オシレーティングチューブ又は散水ノズルによる第二特性数字3に対する試験」の試験方法により散水した直後の状態において10,000Vの交流電圧を、充電部分に接する内面と充電部分に接しない外面との間に連続して1分間加えたとき、それぞれに耐える性能を有す

改正	現行
ること。 （ハ） 日本産業規格 JIS C 3005（2000）「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29　摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、防護具に穴が開かないこと。 二　低圧架空電線又は高圧架空電線が、次に適合するものであること。 イ　（略） ロ　完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 （イ）　（略） （ロ） 日本産業規格 JIS C 3005（2000）「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29　摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、絶縁電線が露出しないこと。 三　（略）	ること。 （ハ） 日本工業規格 JIS C 3005（2000）「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29　摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、防護具に穴が開かないこと。 二　低圧架空電線又は高圧架空電線が、次に適合するものであること。 イ　（略） ロ　完成品は、摩耗検知層が露出した状態で、次に適合するものであること。 （イ）　（略） （ロ） 日本工業規格 JIS C 3005（2000）「ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法」の「4.29　摩耗」の規定により、おもりの重さを24.5N、回転数を500回転として摩耗試験を行ったとき、絶縁電線が露出しないこと。 三　（略）

改正

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物との接近】（省令第29条、第48条第2項、第3項）

第97条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物に接近して施設される場合における、特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、次の各号によること。

一　使用電圧が170,000V以下の特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、97-1表に規定する値以上であること。

97-1表

架空電線の種類	区分	離隔距離
ケーブル	上部造営材の上方	（1.2＋c） m
	その他	（0.5＋c） m
特別高圧絶縁電線	上部造営材の上方	（2.5＋c） m
	人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	（1＋c） m
	その他	（1.5＋c） m

現行

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物との接近】（省令第29条、第48条第2項、第3項）

第97条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物に接近して施設される場合における、特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、97-1表に規定する値以上であること。

97-1表

架空電線の種類	区分	離隔距離
ケーブル	上部造営材の上方	（1.2＋c） m
	その他	（0.5＋c） m
特別高圧絶縁電線	上部造営材の上方	（2.5＋c） m
	人が建造物の外へ手を伸ばす又は身を乗り出すことなどができない部分	（1＋c） m
	その他	（1.5＋c） m

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table><tr><td>その他</td><td>全て</td><td>（3＋c） m</td></tr></table>
（備考）c は、特別高圧架空電線の使用電圧と35,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.15を乗じたもの

二　使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と建造物の造営材との離隔距離は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。

2～5　（略）
</td><td>
<table><tr><td>その他</td><td>全て</td><td>（3＋c） m</td></tr></table>
（備考）c は、特別高圧架空電線の使用電圧と35,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.15を乗じたもの

2～5　（略）
</td></tr>
<tr><td>
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）
第98条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この条において同じ。）、横断歩道橋、鉄道又は軌道（以下この条において「道路等」という。）と第1次接近状態に施設される場合は、次の各号によること。
一　特別高圧架空電線路は、第3種特別高圧保安工事により施設すること。
二　特別高圧架空電線と道路等との離隔距離（路面上又はレール面上の離隔距離を除く。以下この条において同じ。）は、98-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。
98-1表
<table><tr><th>使用電圧の区分</th><th>離隔距離</th></tr><tr><td>35,000Vを超え170,000V以下</td><td>（3＋c） m</td></tr></table>
（備考）c は、使用電圧と35,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.15を乗じたもの
</td><td>
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と道路等との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）
第98条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。以下この条において同じ。）、横断歩道橋、鉄道又は軌道（以下この条において「道路等」という。）と第1次接近状態に施設される場合は、次の各号によること。
一　特別高圧架空電線路は、第3種特別高圧保安工事により施設すること。
二　特別高圧架空電線と道路等との離隔距離（路面上又はレール面上の離隔距離を除く。以下この条において同じ。）は、98-1表に規定する値以上であること。
98-1表
<table><tr><th>使用電圧の区分</th><th>離隔距離</th></tr><tr><td>35,000V超過</td><td>（3＋c） m</td></tr></table>
（備考）c は、使用電圧と35,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.15を乗じたもの
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>2～4　（略）</td><td>2～4　（略）</td></tr>
<tr><td>

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と索道との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）

第99条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、索道と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と索道との離隔距離は、99-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。

99-1表

使用電圧の区分	電線の種類	離隔距離
35,000Vを超え60,000V以下	ケーブル	1m
	その他	2m
60,000Vを超え170,000V以下	ケーブル	（1＋c）m
	その他	（2＋c）m

（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～6　（略）

</td><td>

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と索道との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）

第99条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、索道と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と索道との離隔距離は、99-1表に規定する値以上であること。

99-1表

使用電圧の区分	電線の種類	離隔距離
35,000Vを超え60,000V以下	ケーブル	1m
	その他	2m
60,000V超過	ケーブル	（1＋c）m
	その他	（2＋c）m

（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～6　（略）

</td></tr>
<tr><td>

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項）

第100条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、低圧若しくは高圧の架空電線又は架空弱電流電線等（以下この条において「低高圧架空電線等」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と低高圧架空電線等又はこれらの支持物との離隔距離は、100-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合

</td><td>

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と低高圧架空電線等若しくは電車線等又はこれらの支持物との接近又は交差】（省令第28条、第48条第3項）

第100条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、低圧若しくは高圧の架空電線又は架空弱電流電線等（以下この条において「低高圧架空電線等」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と低高圧架空電線等又はこれらの支持物との離隔距離は、100-1表に規定する値以上であること。

</td></tr>
</table>

改正

は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。

100-1表

特別高圧架空電線の使用電圧の区分	特別高圧架空電線がケーブルであり、かつ、低圧又は高圧の架空電線が絶縁電線又はケーブルである場合	その他の場合
35,000Vを超え60,000V以下	1m	2m
60,000Vを超え170,000V以下	（1＋c） m	（2＋c） m

（備考）c は、特別高圧架空電線の使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～9 （略）

【特別高圧架空電線相互の接近又は交差】（省令第28条）

第101条 特別高圧架空電線が、他の特別高圧架空電線又はその支持物若しくは架空地線と接近又は交差する場合における、相互の離隔距離は、101-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。

101-1表

特別高圧架空電線		他の特別高圧架空電線							他の特別高圧架空電線路の支持物又は架空地線
使用電圧の区分		35,000V以下			35,000Vを超え60,000V以下		60,000V超過		
	電線の種類	ケーブル	特別高圧絶縁電線	その他	ケーブル	その他	ケーブル	その他	
35,000V以下	ケーブル	0.5m	0.5m	2m	1m	2m	(1＋c)m	(2＋c)m	0.5m

現行

100-1表

特別高圧架空電線の使用電圧の区分	特別高圧架空電線がケーブルであり、かつ、低圧又は高圧の架空電線が絶縁電線又はケーブルである場合	その他の場合
35,000Vを超え60,000V以下	1m	2m
60,000V超過	（1＋c） m	（2＋c） m

（備考）c は、特別高圧架空電線の使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～9 （略）

【特別高圧架空電線相互の接近又は交差】（省令第28条）

第101条 特別高圧架空電線が、他の特別高圧架空電線又はその支持物若しくは架空地線と接近又は交差する場合における、相互の離隔距離は、101-1表に規定する値以上であること。

101-1表

特別高圧架空電線		他の特別高圧架空電線							他の特別高圧架空電線路の支持物又は架空地線
使用電圧の区分		35,000V以下			35,000Vを超え60,000V以下		60,000V超過		
	電線の種類	ケーブル	特別高圧絶縁電線	その他	ケーブル	その他	ケーブル	その他	
35,000V以下	ケーブル	0.5m	0.5m	2m	1m	2m	(1＋c)m	(2＋c)m	0.5m

改正	現行

改正

	特別高圧絶縁電線	0.5m	1m	2m	2m		(2+c)m		1m
	その他	2m					(2+c)m		2m
35,000Vを超え60,000V以下	ケーブル	1m	2m		1m	2m	(1+c)m	(2+c)m	1m
	その他	2m					(2+c)m		2m
60,000Vを超え170,000V以下	ケーブル	(1+c)m	(2+c)m		(1+c)m	(2+c)m	(1+c)m	(2+c)m	(1+c)m
	その他	(2+c)m							

（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2・3　（略）

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）

第102条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線路等、低圧又は高圧の架空電線路、低圧又は高圧の電車線路及び他の特別高圧架空電線路以外の工作物（以下この条において「他の工作物」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は、102-1表に規定する値以上であること。ただし、使用電圧が170,000Vを超える場合は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「2．技術的規定」によること。

102-1表

現行

	特別高圧絶縁電線	0.5m	1m	2m	2m		(2+c)m		1m
	その他	2m					(2+c)m		2m
35,000Vを超え60,000V以下	ケーブル	1m	2m		1m	2m	(1+c)m	(2+c)m	1m
	その他	2m					(2+c)m		2m
60,000V超過	ケーブル	(1+c)m	(2+c)m		(1+c)m	(2+c)m	(1+c)m	(2+c)m	(1+c)m
	その他	(2+c)m							

（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2・3　（略）

【35,000Vを超える特別高圧架空電線と他の工作物との接近又は交差】（省令第29条、第48条第3項）

第102条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）が、建造物、道路（車両及び人の往来がまれであるものを除く。）、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電流電線路等、低圧又は高圧の架空電線路、低圧又は高圧の電車線路及び他の特別高圧架空電線路以外の工作物（以下この条において「他の工作物」という。）と接近又は交差して施設される場合における、特別高圧架空電線と他の工作物との離隔距離は、102-1表に規定する値以上であること。

102-1表

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><th>特別高圧架空電線の使用電圧の区分</th><th>上部造営材の上方以外で、電線がケーブルである場合</th><th>その他の場合</th></tr>
<tr><td>35,000Vを超え60,000V以下</td><td>1m</td><td>2m</td></tr>
<tr><td>60,000Vを超え170,000V以下</td><td>（1＋c）m</td><td>（2＋c）m</td></tr>
</table>
（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～4　（略）
</td><td>
<table>
<tr><th>特別高圧架空電線の使用電圧の区分</th><th>上部造営材の上方以外で、電線がケーブルである場合</th><th>その他の場合</th></tr>
<tr><td>35,000Vを超え60,000V以下</td><td>1m</td><td>2m</td></tr>
<tr><td>60,000V超過</td><td>（1＋c）m</td><td>（2＋c）m</td></tr>
</table>
（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

2～4　（略）
</td></tr>
<tr><td>
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】（省令第29条）
第103条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線（以下この条において「特別高圧架空電線」という。）と植物との離隔距離は、次の各号によること。ただし、ケーブルを使用する使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線を植物に接触しないように施設する場合は、この限りでない。
一　使用電圧が170,000V以下の特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、103-1表に規定する値以上であること。
103-1表
<table>
<tr><th>使用電圧の区分</th><th>離隔距離</th></tr>
<tr><td>35,000Vを超え60,000V以下</td><td>2m</td></tr>
<tr><td>60,000Vを超え170,000V以下</td><td>（2＋c）m</td></tr>
</table>
（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの

二　使用電圧が170,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、日本電気技術規格委員会規格 JESC E2012（2013）「170kVを超える特別高圧架空電線に関する離隔距離」の「２．技術的規定」によること。
</td><td>
【35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との接近】（省令第29条）
第103条　使用電圧が35,000Vを超える特別高圧架空電線と植物との離隔距離は、103-1表に規定する値以上であること。ただし、ケーブルを使用する使用電圧が100,000V未満の特別高圧架空電線を植物に接触しないように施設する場合は、この限りでない。
103-1表
<table>
<tr><th>使用電圧の区分</th><th>離隔距離</th></tr>
<tr><td>35,000Vを超え60,000V以下</td><td>2m</td></tr>
<tr><td>60,000V超過</td><td>（2＋c）m</td></tr>
</table>
（備考）c は、使用電圧と60,000Vの差を10,000Vで除した値（小数点以下を切り上げる。）に0.12を乗じたもの
</td></tr>
<tr><td>
【地中電線路の加圧装置の施設】（省令第34条）
第122条　圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置（以下この条において「加圧
</td><td>
【地中電線路の加圧装置の施設】（省令第34条）
第122条　圧縮ガスを使用してケーブルに圧力を加える装置（以下この条において「加圧
</td></tr>
</table>

改正	現行
装置」という。）は、次の各号によること。 一～四　（略） 五　自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。 イ　圧力管であって最高使用圧力が0.3MPa以上のもの及び圧力タンクの材料、材料の許容応力及び構造は、日本産業規格 JIS B 8265（2003）「圧力容器の構造－一般事項」（JIS B 8265（2008）にて追補）に適合するものであること。 ロ　圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本産業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮機にあっては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。	装置」という。）は、次の各号によること。 一～四　（略） 五　自動的に圧縮ガスを供給する加圧装置であって、減圧弁が故障した場合に圧力が著しく上昇するおそれがあるものは、次によること。 イ　圧力管であって最高使用圧力が0.3MPa以上のもの及び圧力タンクの材料、材料の許容応力及び構造は、日本工業規格 JIS B 8265（2003）「圧力容器の構造－一般事項」（JIS B 8265（2008）にて追補）に適合するものであること。 ロ　圧力タンク又は圧力管のこれに近接する箇所及び圧縮機の最終段又は圧力管のこれに近接する箇所には、最高使用圧力以下の圧力で作動するとともに、日本工業規格 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」に適合する安全弁を設けること。ただし、圧力1MPa未満の圧縮機にあっては、最高使用圧力以下で作動する安全装置をもってこれに代えることができる。
【トンネル内電線路の施設】（省令第6条、第20条、第28条、第29条、第30条） **第126条**　（略） 2　第1項に規定するもの以外のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二　（略） 三　特別高圧電線は、次により施設すること。 イ　電線は、CVケーブル又はOFケーブルであること。 ロ　日本電気技術規格委員会規格 JESC E2014（2019）「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」の「２．技術的規定」により施設すること。 3・4　（略）	**【トンネル内電線路の施設】**（省令第6条、第20条、第28条、第29条、第30条） **第126条**　（略） 2　第1項に規定するもの以外のトンネル内の電線路は、次の各号により施設すること。 一・二　（略） 三　特別高圧電線は、次により施設すること。 イ　電線は、CVケーブル又はOFケーブルであること。 ロ　日本電気技術規格委員会規格 JESC E2014（2004）「特別高圧電線路のその他のトンネル内の施設」の「２．技術的規定」により施設すること。 3・4　（略）
【屋内に施設する電線路】（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条） **第132条**　（略） 2　屋内に施設する電線路は、次項に規定する場合を除き、次の各号によること。 一～三　（略） 四　電線にケーブルを使用し、次のいずれかにより施設する場合は、第一号から第三号までの規定によらないことができる。 イ　電線路専用であって堅ろう、かつ、耐火性の構造物に仕切られた場所に施設す	**【屋内に施設する電線路】**（省令第20条、第28条、第29条、第30条、第37条） **第132条**　（略） 2　屋内に施設する電線路は、次項に規定する場合を除き、次の各号によること。 一～三　（略） 四　電線にケーブルを使用し、次のいずれかにより施設する場合は、第一号から第三号までの規定によらないことができる。 イ　電線路専用であって堅ろう、かつ、耐火性の構造物に仕切られた場所に施設す

改正	現行
る場合 ロ　日本電気技術規格委員会規格 JESC E2017（2018）「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の「２．技術的規定」により施設する場合 五　（略） 3　（略）	る場合 ロ　日本電気技術規格委員会規格 JESC E2017（2014）「免震建築物における特別高圧電線路の施設」の「２．技術的規定」により施設する場合 五　（略） 3　（略）
【臨時電線路の施設】（省令第4条） **第133条**　（略） 2　架空電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔に施設する支線であって、使用期間が6月以内のものを、次の各号により施設する場合は、第61条第1項第三号の規定によらないことができる。 一　支線は、日本産業規格 JIS G 3525（2013）「ワイヤロープ」に規定するワイヤロープであること。 二　（略） 3～9　（略）	**【臨時電線路の施設】**（省令第4条） **第133条**　（略） 2　架空電線路の支持物として使用する鉄筋コンクリート柱、鉄柱又は鉄塔に施設する支線であって、使用期間が6月以内のものを、次の各号により施設する場合は、第61条第1項第三号の規定によらないことができる。 一　支線は、日本工業規格 JIS G 3525（2013）「ワイヤロープ」に規定するワイヤロープであること。 二　（略） 3～9　（略）
【配線器具の施設】（省令第59条第1項） **第150条**　（略） 2　低圧用の非包装ヒューズは、不燃性のもので製作した箱又は内面全てに不燃性のものを張った箱の内部に施設すること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧配線において、次の各号に適合する器具又は電気用品安全法の適用を受ける器具に収めて施設する場合は、この限りでない。 一・二　（略） 三　完成品は、日本産業規格 JIS C 8308（1988）「カバー付きナイフスイッチ」の「3.1　温度上昇」、「3.6　短絡遮断」、「3.7　耐熱」及び「3.9　カバーの強度」に適合するものであること。	**【配線器具の施設】**（省令第59条第1項） **第150条**　（略） 2　低圧用の非包装ヒューズは、不燃性のもので製作した箱又は内面全てに不燃性のものを張った箱の内部に施設すること。ただし、使用電圧が300V以下の低圧配線において、次の各号に適合する器具又は電気用品安全法の適用を受ける器具に収めて施設する場合は、この限りでない。 一・二　（略） 三　完成品は、日本工業規格 JIS C 8308（1988）「カバー付きナイフスイッチ」の「3.1　温度上昇」、「3.6　短絡遮断」、「3.7　耐熱」及び「3.9　カバーの強度」に適合するものであること。
【金属管工事】（省令第56条第1項、第57条第1項） **第159条　（略）** 2・3　（略） 4　金属管工事に使用する金属管の防爆型附属品は、次の各号に適合するものであるこ	**【金属管工事】**（省令第56条第1項、第57条第1項） **第159条　（略）** 2・3　（略） 4　金属管工事に使用する金属管の防爆型附属品は、次の各号に適合するものであるこ

改正	現行
と。 一～三　（略） 四　第一号から第三号までに規定するもの以外のものは、次に適合すること。 イ～ハ　（略） ニ　接合面（ねじのはめ合わせ部分を除く。）は、日本産業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.2.1　接合面」及び「7.2.3　接合面の仕上がり程度」に適合するものであること。ただし、金属、ガラス繊維、合成ゴム等の難燃性及び耐久性のあるパッキンを使用し、これを堅ろうに接合面に取り付ける場合は、接合面の奥行きは、日本産業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の表6のボルト穴までの最短距離の値以上とすることができる。 ホ　接合面のうちねじのはめ合わせ部分は、日本産業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.3.4　ねじはめあい部」に適合するものであること。 ヘ　完成品は、日本産業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.1.1　容器の強さ」に適合するものであること。	と。 一～三　（略） 四　第一号から第三号までに規定するもの以外のものは、次に適合すること。 イ～ハ　（略） ニ　接合面（ねじのはめ合わせ部分を除く。）は、日本工業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.2.1　接合面」及び「7.2.3　接合面の仕上がり程度」に適合するものであること。ただし、金属、ガラス繊維、合成ゴム等の難燃性及び耐久性のあるパッキンを使用し、これを堅ろうに接合面に取り付ける場合は、接合面の奥行きは、日本工業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の表6のボルト穴までの最短距離の値以上とすることができる。 ホ　接合面のうちねじのはめ合わせ部分は、日本工業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.3.4　ねじはめあい部」に適合するものであること。 ヘ　完成品は、日本工業規格 JIS C 0903（1983）「一般用電気機器の防爆構造通則」の「7.1.1　容器の強さ」に適合するものであること。
【バスダクト工事】（省令第56条第1項、第57条第1項） **第163条**　（略） 2　バスダクト工事に使用するバスダクトは、日本産業規格 JIS C 8364（2008）「バスダクト」に適合するものであること。	**【バスダクト工事】**（省令第56条第1項、第57条第1項） **第163条**　（略） 2　バスダクト工事に使用するバスダクトは、日本工業規格 JIS C 8364（2008）「バスダクト」に適合するものであること。
【特殊な低圧屋内配線工事】（省令第56条第1項、第57条第1項、第64条） **第165条　（略）** 2　セルラダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。 一～四　（略） 五　セルラダクト工事に使用するセルラダクト及び附属品（ヘッダダクトを除き、セルラダクト相互を接続するもの及びセルラダクトの端に接続するものに限る。）は、次に適合するものであること。 イ・ロ　（略）	**【特殊な低圧屋内配線工事】**（省令第56条第1項、第57条第1項、第64条） **第165条　（略）** 2　セルラダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。 一～四　（略） 五　セルラダクト工事に使用するセルラダクト及び附属品（ヘッダダクトを除き、セルラダクト相互を接続するもの及びセルラダクトの端に接続するものに限る。）は、次に適合するものであること。 イ・ロ　（略）

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
ハ　ダクトの内面及び外面は、さび止めのためにめっき又は塗装を施したものであること。ただし、日本産業規格 JIS G 3352（2003）「デッキプレート」のSDP3に適合するものにあっては、この限りでない。
ニ　ダクトの板厚は、165-1表に規定する値以上であること。
165-1表
<table>
<tr><th>ダクトの最大幅</th><th>ダクトの板厚</th></tr>
<tr><td>150mm以下</td><td>1.2mm</td></tr>
<tr><td>150mmを超え200mm以下</td><td>1.4mm（日本産業規格 JIS G 3352（2003）「デッキプレート」のSDP2、SDP3又はSDP2Gに適合するものにあっては1.2mm）</td></tr>
<tr><td>200mmを超えるもの</td><td>1.6mm</td></tr>
</table>
ホ・ヘ　（略）
六・七　（略）
3　ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。
一～五　（略）
六　ダクトの開口部は、下に向けて施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、横に向けて施設することができる。
イ　（略）
ロ　日本産業規格 JIS C 8366（2012）「ライティングダクト」の「5　性能」、「6　構造」及び「8　材料」の固定Ⅱ形に適合するライティングダクトを使用する場合
七～九　（略）
4　平形保護層工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。
一　住宅以外の場所においては、次によること。
イ～ト　（略）
チ　平形保護層工事に使用する平形保護層、ジョイントボックス、差込み接続器及びその他の附属品は、次に適合するものであること。
（イ）　平形保護層は次に適合するものであること。
</td><td>
ハ　ダクトの内面及び外面は、さび止めのためにめっき又は塗装を施したものであること。ただし、日本工業規格 JIS G 3352（2003）「デッキプレート」のSDP3に適合するものにあっては、この限りでない。
ニ　ダクトの板厚は、165-1表に規定する値以上であること。
165-1表
<table>
<tr><th>ダクトの最大幅</th><th>ダクトの板厚</th></tr>
<tr><td>150mm以下</td><td>1.2mm</td></tr>
<tr><td>150mmを超え200mm以下</td><td>1.4mm（日本工業規格 JIS G 3352（2003）「デッキプレート」のSDP2、SDP3又はSDP2Gに適合するものにあっては1.2mm）</td></tr>
<tr><td>200mmを超えるもの</td><td>1.6mm</td></tr>
</table>
ホ・ヘ　（略）
六・七　（略）
3　ライティングダクト工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。
一～五　（略）
六　ダクトの開口部は、下に向けて施設すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、横に向けて施設することができる。
イ　（略）
ロ　日本工業規格 JIS C 8366（2012）「ライティングダクト」の「5　性能」、「6　構造」及び「8　材料」の固定Ⅱ形に適合するライティングダクトを使用する場合
七～九　（略）
4　平形保護層工事による低圧屋内配線は、次の各号によること。
一　住宅以外の場所においては、次によること。
イ～ト　（略）
チ　平形保護層工事に使用する平形保護層、ジョイントボックス、差込み接続器及びその他の附属品は、次に適合するものであること。
（イ）　平形保護層は次に適合するものであること。
</td></tr>
</table>

改正	現行
（１）　構造は日本産業規格 JIS C 3652（1993）「電力用フラットケーブルの施工方法」の「附属書　電力用フラットケーブル」の「4.6　上部保護層」、「4.5　上部接地用保護層」及び「4.4　下部保護層」に適合すること。 （２）　完成品は、日本産業規格 JIS C 3652（1993）「電力用フラットケーブルの施工方法」の「附属書　電力用フラットケーブル」の「5.16　機械的特性」、「5.18　地絡・短絡特性」及び「5.20　上部接地用保護層及び上部保護層特性」の試験方法により試験したとき、「3　特性」に適合すること。 (ロ)・(ハ)　（略） リ　（略） 二　（略）	（１）　構造は日本工業規格 JIS C 3652（1993）「電力用フラットケーブルの施工方法」の「附属書　電力用フラットケーブル」の「4.6　上部保護層」、「4.5　上部接地用保護層」及び「4.4　下部保護層」に適合すること。 （２）　完成品は、日本工業規格 JIS C 3652（1993）「電力用フラットケーブルの施工方法」の「附属書　電力用フラットケーブル」の「5.16　機械的特性」、「5.18　地絡・短絡特性」及び「5.20　上部接地用保護層及び上部保護層特性」の試験方法により試験したとき、「3　特性」に適合すること。 (ロ)・(ハ)　（略） リ　（略） 二　（略）
【特殊な配線等の施設】（省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項） **第172条**　（略） 2　（略） 3　エレベータ、ダムウェーター等の昇降路内に施設する、低圧屋内配線及び低圧の移動電線並びにこれらに直接接続する低圧屋内配線であって、使用電圧が300V以下のものには、次の各号に適合するエレベータ用ケーブルを使用することができる。 一　構造は、日本産業規格 JIS C 3408（2000）「エレベータ用ケーブル」の「5　材料、構造及び加工方法」に適合すること。 二　完成品は、日本産業規格 JIS C 3408（2000）「エレベータ用ケーブル」の「6　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合すること。 4　水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。 一　（略） 二　材料及び構造は、日本産業規格 JIS C 3410（2010）「船用電線」の「5　材料及び品質」及び「6　構造」に適合すること。 三　完成品は、日本産業規格 JIS C 3410（2010）「船用電線」の「7　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合するものであること。	**【特殊な配線等の施設】**（省令第56条第1項、第2項、第57条第1項、第63条第1項） **第172条**　（略） 2　（略） 3　エレベータ、ダムウェーター等の昇降路内に施設する、低圧屋内配線及び低圧の移動電線並びにこれらに直接接続する低圧屋内配線であって、使用電圧が300V以下のものには、次の各号に適合するエレベータ用ケーブルを使用することができる。 一　構造は、日本工業規格 JIS C 3408（2000）「エレベータ用ケーブル」の「5　材料、構造及び加工方法」に適合すること。 二　完成品は、日本工業規格 JIS C 3408（2000）「エレベータ用ケーブル」の「6　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合すること。 4　水上又は水中における作業船等の低圧屋内配線及び低圧の管灯回路の配線のケーブル工事には、次の各号に適合する船用ケーブルを使用することができる。 一　（略） 二　材料及び構造は、日本工業規格 JIS C 3410（2010）「船用電線」の「5　材料及び品質」及び「6　構造」に適合すること。 三　完成品は、日本工業規格 JIS C 3410（2010）「船用電線」の「7　試験方法」の試験方法により試験したとき、「4　特性」に適合するものであること。

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
【低圧接触電線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項、第73条第1項、第2項）
第173条　（略）
2・3　（略）
4　低圧接触電線をバスダクト工事により施設する場合は、次項に規定する場合及び機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。
一　（略）
二　バスダクト及びその付属品は、日本産業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」に適合するものであること。
三～七　（略）
5　低圧接触電線をバスダクト工事により屋内に施設する場合において、電線の使用電圧が直流30V（電線に接触防護措置を施す場合は、60V）以下のものを次の各号により施設するときは、前項各号の規定によらないことができる。
一　（略）
二　バスダクトは、次に適合するものであること。
イ・ロ　（略）
ハ　ダクトは、鋼板又はアルミニウム板であって、厚さが173-3表に規定する値以上のもので堅ろうに製作したものであること。
173-3表
<table>
<tr><th rowspan="2">ダクトの最大幅（mm）</th><th colspan="2">厚さ（mm）</th></tr>
<tr><th>鋼板</th><th>アルミニウム板</th></tr>
<tr><td>150以下</td><td>1.0</td><td>1.6</td></tr>
<tr><td>150を超え300以下</td><td>1.4</td><td>2.0</td></tr>
<tr><td>300を超え500以下</td><td>1.6</td><td>2.3</td></tr>
<tr><td>500を超え700以下</td><td>2.0</td><td>2.9</td></tr>
<tr><td>700超過</td><td>2.3</td><td>3.2</td></tr>
</table>
ニ　構造は、次に適合するものであること。
</td><td>
【低圧接触電線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項、第73条第1項、第2項）
第173条　（略）
2・3　（略）
4　低圧接触電線をバスダクト工事により施設する場合は、次項に規定する場合及び機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。
一　（略）
二　バスダクト及びその付属品は、日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」に適合するものであること。
三～七　（略）
5　低圧接触電線をバスダクト工事により屋内に施設する場合において、電線の使用電圧が直流30V（電線に接触防護措置を施す場合は、60V）以下のものを次の各号により施設するときは、前項各号の規定によらないことができる。
一　（略）
二　バスダクトは、次に適合するものであること。
イ・ロ　（略）
ハ　ダクトは、鋼板又はアルミニウム板であって、厚さが173-3表に規定する値以上のもので堅ろうに製作したものであること。
ニ　構造は、次に適合するものであること。
</td></tr>
</table>

改正	現行
（イ） 日本産業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「6.1 トロリーバスダクト」（異極露出充電部相互間及び露出充電部と非充電金属部との間の距離に係る部分を除く。）に適合すること。 （ロ）・（ハ） （略） ホ 完成品は、日本産業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「8 試験方法」（「8.8 金属製ダクトとトロリーの金属フレームとの間の接触抵抗試験」を除く。）により試験したとき「5 性能」に適合するものであること。 三～五 （略） 6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。 一 （略） 二 絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品は、日本産業規格 JIS C 3711（2007）「絶縁トロリーシステム」に適合するものであること。 三～九 （略） 7～11 （略）	（イ） 日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「6.1 トロリーバスダクト」（異極露出充電部相互間及び露出充電部と非充電金属部との間の距離に係る部分を除く。）に適合すること。 （ロ）・（ハ） （略） ホ 完成品は、日本工業規格 JIS C 8373（2007）「トロリーバスダクト」の「8 試験方法」（「8.8 金属製ダクトとトロリーの金属フレームとの間の接触抵抗試験」を除く。）により試験したとき「5 性能」に適合するものであること。 三～五 （略） 6 低圧接触電線を絶縁トロリー工事により施設する場合は、機械器具に施設する場合を除き、次の各号によること。 一 （略） 二 絶縁トロリー工事に使用する絶縁トロリー線及びその附属品は、日本工業規格 JIS C 3711（2007）「絶縁トロリーシステム」に適合するものであること。 三～九 （略） 7～11 （略）
【可燃性ガス等の存在する場所の施設】（省令第69条、第72条） **第176条** 可燃性のガス（常温において気体であり、空気とある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。）又は引火性物質（火のつきやすい可燃性の物質で、その蒸気と空気とがある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。）の蒸気（以下この条において「可燃性ガス等」という。）が漏れ又は滞留し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所における、低圧又は高圧の電気設備は、次の各号のいずれかにより施設すること。 一（略） 二 日本産業規格 JIS C 60079-14（2008）「爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第14部：危険区域内の電気設備（鉱山以外）」の規定により施設すること。 2 （略）	**【可燃性ガス等の存在する場所の施設】**（省令第69条、第72条） **第176条** 可燃性のガス（常温において気体であり、空気とある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。）又は引火性物質（火のつきやすい可燃性の物質で、その蒸気と空気とがある割合の混合状態において点火源がある場合に爆発を起こすものをいう。）の蒸気（以下この条において「可燃性ガス等」という。）が漏れ又は滞留し、電気設備が点火源となり爆発するおそれがある場所における、低圧又は高圧の電気設備は、次の各号のいずれかにより施設すること。 一（略） 二 日本工業規格 JIS C 60079-14（2008）「爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第14部：危険区域内の電気設備（鉱山以外）」の規定により施設すること。 2 （略）

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>【特別低電圧照明回路の施設】（省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項）
第183条　（略）
2　特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。
一　電源装置は、次に適合するものであること。
イ　<u>日本産業規格</u> JIS C 61558-2-6（2012）「入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は<u>日本産業規格</u> JIS C 8147-2-2（2011）「ランプ制御装置－第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。
ロ～ニ　（略）
二・三　（略）
3・4　（略）</td><td>【特別低電圧照明回路の施設】（省令第5条、第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第63条第1項）
第183条　（略）
2　特別低電圧照明回路に電気を供給する専用の電源装置は、次の各号によること。
一　電源装置は、次に適合するものであること。
イ　<u>日本工業規格</u> JIS C 61558-2-6（2012）「入力電圧1100V以下の変圧器、リアクトル、電源装置及びこれに類する装置の安全性」に適合する安全絶縁変圧器又は<u>日本工業規格</u> JIS C 8147-2-2（2011）「ランプ制御装置－第2-2部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項」に適合する独立形安全超低電圧電子トランスであること。
ロ～ニ　（略）
二・三　（略）
3・4　（略）</td></tr>
<tr><td>【放電灯の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項）
第185条　（略）
2　（略）
3　使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号のいずれかによるとともに、第167条の規定に準じて施設すること。
一～七　（略）
八　乾燥した場所に施設するエスカレーター内の管灯回路の配線（点検できる隠ぺい場所に施設するものに限る。）を軟質ビニルチューブに収めて施設する場合は、次によること。
イ　（略）
ロ　軟質ビニルチューブは、<u>日本産業規格</u> JIS C 2415（1994）「電気絶縁用押出しチューブ」の「6　検査」に適合するものであること。
ハ・ニ　（略）
4・5　（略）</td><td>【放電灯の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項）
第185条　（略）
2　（略）
3　使用電圧が300Vを超え1,000V以下の管灯回路の配線（放電管にネオン放電管を使用するものは除く。）は、次の各号のいずれかによるとともに、第167条の規定に準じて施設すること。
一～七　（略）
八　乾燥した場所に施設するエスカレーター内の管灯回路の配線（点検できる隠ぺい場所に施設するものに限る。）を軟質ビニルチューブに収めて施設する場合は、次によること。
イ　（略）
ロ　軟質ビニルチューブは、<u>日本工業規格</u> JIS C 2415（1994）「電気絶縁用押出しチューブ」の「6　検査」に適合するものであること。
ハ・ニ　（略）
4・5　（略）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>【滑走路灯等の配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項）
第188条　飛行場の構内であって、飛行場関係者以外の者が立ち入ることができない場所において、滑走路灯、誘導灯その他の標識灯に接続する地中の低圧又は高圧の配線は、第123条から第125条までの規定に準じるとともに、次の各号のいずれかによること。
一～三　（略）
四　滑走路、誘導路その他の舗装した路面に設けた溝に、次に適合するように施設すること。
イ・ロ　（略）
ハ　電線には、次に適合する保護被覆を施すこと。
（イ）　材料は、ポリアミドであって、<u>日本産業規格</u> JIS K 6920-2（2009）「プラスチック－ポリアミド（PA）成形用及び押出用材料－第2部：試験片の作製方法及び特性の求め方」の表2の溶融温度により試験したとき、融点が210℃以上のものであること。
（ロ）　（略）
（ハ）　保護被覆を施した600Vビニル絶縁電線について、<u>日本産業規格</u> JIS C 3003（1976）「エナメル銅線及びエナメルアルミニウム線試験方法」の「10.1　往復式耐摩耗性」の試験方法により、おもりの質量を1.5kgとして保護被覆が擦り減って絶縁体が露出するまで試験を行ったとき、その平均回数が300以上であること。
ニ　（略）
2　（略）</td><td>【滑走路灯等の配線の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項）
第188条　飛行場の構内であって、飛行場関係者以外の者が立ち入ることができない場所において、滑走路灯、誘導灯その他の標識灯に接続する地中の低圧又は高圧の配線は、第123条から第125条までの規定に準じるとともに、次の各号のいずれかによること。
一～三　（略）
四　滑走路、誘導路その他の舗装した路面に設けた溝に、次に適合するように施設すること。
イ・ロ　（略）
ハ　電線には、次に適合する保護被覆を施すこと。
（イ）　材料は、ポリアミドであって、<u>日本工業規格</u> JIS K 6920-2（2009）「プラスチック－ポリアミド（PA）成形用及び押出用材料－第2部：試験片の作製方法及び特性の求め方」の表2の溶融温度により試験したとき、融点が210℃以上のものであること。
（ロ）　（略）
（ハ）　保護被覆を施した600Vビニル絶縁電線について、<u>日本工業規格</u> JIS C 3003（1976）「エナメル銅線及びエナメルアルミニウム線試験方法」の「10.1　往復式耐摩耗性」の試験方法により、おもりの質量を1.5kgとして保護被覆が擦り減って絶縁体が露出するまで試験を行ったとき、その平均回数が300以上であること。
ニ　（略）
2　（略）</td></tr>
<tr><td>【エックス線発生装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第75条）
第194条　エックス線発生装置（エックス線管、エックス線管用変圧器、陰極加熱用変圧器及びこれらの附属装置並びにエックス線管回路の配線をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号によること。
一～五　（略）</td><td>【エックス線発生装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第2項、第59条第1項、第62条、第75条）
第194条　エックス線発生装置（エックス線管、エックス線管用変圧器、陰極加熱用変圧器及びこれらの附属装置並びにエックス線管回路の配線をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号によること。
一～五　（略）</td></tr>
</table>

改正	現行
六　エックス線管回路の配線（エックス線管導線を除く。以下この条において同じ。）は、次のいずれかによること。 イ　次に適合するエックス線用ケーブルを使用すること。 （イ）　構造は、日本産業規格 JIS C 3407（2003）「X線用高電圧ケーブル」の「5　材料、構造及び加工方法」に適合すること。 （ロ）　完成品は、日本産業規格 JIS C 3407（2003）「X線用高電圧ケーブル」の「4　特性」に適合すること。 ロ　（略） 七～十一　（略） 2・3　（略）	六　エックス線管回路の配線（エックス線管導線を除く。以下この条において同じ。）は、次のいずれかによること。 イ　次に適合するエックス線用ケーブルを使用すること。 （イ）　構造は、日本工業規格 JIS C 3407（2003）「X線用高電圧ケーブル」の「5　材料、構造及び加工方法」に適合すること。 （ロ）　完成品は、日本工業規格 JIS C 3407（2003）「X線用高電圧ケーブル」の「4　特性」に適合すること。 ロ　（略） 七～十一　（略） 2・3　（略）
【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条） **第195条**　発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。 一　（略） 二　発熱線は、MIケーブル又は次に適合するものであること。 イ　日本産業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「3　性能」（「3.1　外観及び構造」を除く。）の第2種発熱線に係るものに適合すること。 ロ　日本産業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「5.1　外観」及び「5.2　構造」の試験方法により試験したとき、「4　構造及び材料」に適合すること。 三～七　（略） 2・3　（略） 4　道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置（小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二　（略） 三　小口径管は、次によること。	**【フロアヒーティング等の電熱装置の施設】**（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条） **第195条**　発熱線を道路、横断歩道橋、駐車場又は造営物の造営材に固定して施設する場合は、次の各号によること。 一　（略） 二　発熱線は、MIケーブル又は次に適合するものであること。 イ　日本工業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「3　性能」（「3.1　外観及び構造」を除く。）の第2種発熱線に係るものに適合すること。 ロ　日本工業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「5.1　外観」及び「5.2　構造」の試験方法により試験したとき、「4　構造及び材料」に適合すること。 三～七　（略） 2・3　（略） 4　道路、横断歩道橋又は屋外駐車場に表皮電流加熱装置（小口径管の内部に発熱線を施設したものをいう。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二　（略） 三　小口径管は、次によること。

改正	現行
イ　小口径管は、日本産業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。 ロ～ニ　（略） 四～九　（略）	イ　小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。 ロ～ニ　（略） 四～九　（略）
【パイプライン等の電熱装置の施設】（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条） **第197条**　パイプライン等（導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。）に発熱線を施設する場合（第4項の規定により施設する場合を除く。）は、次の各号によること。 一　（略） 二　発熱線は、次のいずれかのものであって、発生する熱に耐えるものであること。 イ・ロ　（略） ハ　露出して使用するものにあっては、次に適合するもの （イ）　日本産業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「3　性能」（「3.1　外観及び構造」を除く。）の第3種発熱線に係るものに適合すること。 （ロ）　日本産業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「5.1　外観」及び「5.2　構造」の試験方法により試験したとき、「4　構造及び材料」に適合すること。 三～八　（略） 2　パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二　（略） 三　発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。 イ　導体部分の材料は、次のいずれかであること。 （イ）　日本産業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管 （ロ）　日本産業規格 JIS G 3454（2012）「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定する圧	**【パイプライン等の電熱装置の施設】**（省令第56条第1項、第57条第1項、第59条第1項、第63条第1項、第64条、第76条） **第197条**　パイプライン等（導管及びその他の工作物により液体の輸送を行う施設の総体をいう。以下この条において同じ。）に発熱線を施設する場合（第4項の規定により施設する場合を除く。）は、次の各号によること。 一　（略） 二　発熱線は、次のいずれかのものであって、発生する熱に耐えるものであること。 イ・ロ　（略） ハ　露出して使用するものにあっては、次に適合するもの （イ）　日本工業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「3　性能」（「3.1　外観及び構造」を除く。）の第3種発熱線に係るものに適合すること。 （ロ）　日本工業規格 JIS C 3651（2004）「ヒーティング施設の施工方法」の「附属書　発熱線等」の「5.1　外観」及び「5.2　構造」の試験方法により試験したとき、「4　構造及び材料」に適合すること。 三～八　（略） 2　パイプライン等に電流を直接通じ、パイプライン等自体を発熱体とする装置（以下この項において「直接加熱装置」という。）を施設する場合は、次の各号によること。 一・二　（略） 三　発熱体となるパイプライン等は、次に適合するものであること。 イ　導体部分の材料は、次のいずれかであること。 （イ）　日本工業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管 （ロ）　日本工業規格 JIS G 3454（2012）「圧力配管用炭素鋼鋼管」に規定する圧

改正	現行
力配管用炭素鋼鋼管 （ハ）　日本産業規格 JIS G 3456（2010）「高温配管用炭素鋼鋼管」に規定する高温配管用炭素鋼鋼管（ニ）　日本産業規格 JIS G 3457（2005）「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」に規定する配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 （ホ）　日本産業規格 JIS G 3459（2012）「配管用ステンレス鋼管」に規定する配管用ステンレス鋼管 ロ　絶縁体（ハに規定するものを除く。）は、次に適合するものであること。 （イ）　材料は、次のいずれかであること。 （１）　日本産業規格 JIS C 2318（2007）「電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム」に規定する電気用二軸配向ポリエステルフィルム （２）　日本産業規格 JIS C 2338（2012）「電気絶縁用ポリエステル粘着テープ」に規定する電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ （３）　日本産業規格 JIS K 7137-1（2001）「プラスチック－ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材－第1部：要求及び分類」に規定するFP3E3と同等以上のもの （４）　（略） （ロ）　（略） ハ　発熱体相互のフランジ接合部及び発熱体とベント管、ドレン管等の附属物との接続部分に挿入する絶縁体は、次に適合するものであること。 （イ）　材料は、次のいずれかであること。 （１）　日本産業規格 JIS K 6912（1995）「熱硬化性樹脂積層板」（JIS K 6912（2006）にて追補）に規定する熱硬化性樹脂積層板のうちガラス布基材けい素樹脂積層板、ガラス布基材エポキシ樹脂積層板又はガラスマット基材ポリエステル樹脂積層板 （２）　日本産業規格 JIS K 7137-1（2001）「プラスチック－ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材－第1部：要求及び分類」に規定するSP3E3と同等以上のもの （ロ）　（略）	力配管用炭素鋼鋼管 （ハ）　日本工業規格 JIS G 3456（2010）「高温配管用炭素鋼鋼管」に規定する高温配管用炭素鋼鋼管（ニ）　日本工業規格 JIS G 3457（2005）「配管用アーク溶接炭素鋼鋼管」に規定する配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 （ホ）　日本工業規格 JIS G 3459（2012）「配管用ステンレス鋼管」に規定する配管用ステンレス鋼管 ロ　絶縁体（ハに規定するものを除く。）は、次に適合するものであること。 （イ）　材料は、次のいずれかであること。 （１）　日本工業規格 JIS C 2318（2007）「電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム」に規定する電気用二軸配向ポリエステルフィルム （２）　日本工業規格 JIS C 2338（2012）「電気絶縁用ポリエステル粘着テープ」に規定する電気絶縁用ポリエステルフィルム粘着テープ （３）　日本工業規格 JIS K 7137-1（2001）「プラスチック－ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材－第1部：要求及び分類」に規定するFP3E3と同等以上のもの （４）　（略） （ロ）　（略） ハ　発熱体相互のフランジ接合部及び発熱体とベント管、ドレン管等の附属物との接続部分に挿入する絶縁体は、次に適合するものであること。 （イ）　材料は、次のいずれかであること。 （１）　日本工業規格 JIS K 6912（1995）「熱硬化性樹脂積層板」（JIS K 6912（2006）にて追補）に規定する熱硬化性樹脂積層板のうちガラス布基材けい素樹脂積層板、ガラス布基材エポキシ樹脂積層板又はガラスマット基材ポリエステル樹脂積層板 （２）　日本工業規格 JIS K 7137-1（2001）「プラスチック－ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）素材－第1部：要求及び分類」に規定するSP3E3と同等以上のもの （ロ）　（略）

改正	現行
ニ　（略） 　四～七　（略） 3　パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。 　一・二　（略） 　三　小口径管は、次によること。 　　イ　小口径管は、日本産業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。 　　ロ～ニ　（略） 　四～八　（略） 4　（略）	ニ　（略） 　四～七　（略） 3　パイプライン等に表皮電流加熱装置を施設する場合は、次の各号によること。 　一・二　（略） 　三　小口径管は、次によること。 　　イ　小口径管は、日本工業規格 JIS G 3452（2010）「配管用炭素鋼鋼管」に規定する配管用炭素鋼鋼管に適合するものであること。 　　ロ～ニ　（略） 　四～八　（略） 4　（略）
【小出力発電設備の施設】（省令第4条第、第15条、第59条第1項） **第200条** 2 　一　（省略） 　二　太陽電池モジュールの支持物は、第46条第3項及び第4項の規定に準じて施設すること。ただし、太陽電池モジュールの支持物が、第46条第2項及び第4項の各号を満たす強度等を有する場合は、この限りではない。なお、第3項中「太陽電池モジュールの支持物を、次の各号のいずれかにより地上に施設する場合は、前項の規定によらないことができる」は、「太陽電池モジュールの支持物は、次の各号のいずれかにより地上に施設するものとする」とする。	**【小出力発電設備の施設】**（省令第4条第、第15条、第59条第1項） **第200条** 2 　一　（省略） 　二　太陽電池モジュールの支持物は、第46条第2項又は第3項の規定に準じて施設すること。
【IEC 60364規格の適用】（省令第4条） **第218条**　需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本産業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。 218-1表	**【IEC 60364規格の適用】**（省令第4条） **第218条**　需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、一般送配電事業者及び特定送配電事業者の電気設備と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。 218-1表

改正			現行		
規格番号（制定年）	規格名	備考	規格番号（制定年）	規格名	備考
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-4-41（2017）	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護		JIS C 60364-4-41(2014)	低圧電気設備－第4-41部：安全保護－感電保護	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-4-44（2018）	低圧電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、444、445を除く。	IEC 60364-4-44（2015）	低圧電気設備－第4-44部：安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	443、444、445を除く。
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-7-704(2017)	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備		JIS C 0364-7-704(2009)	低圧電気設備－第7-704部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－建設現場及び解体現場における設備	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-7-708(2017)	低圧電気設備－第7-708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所		IEC 60364-7-708(2007)	低圧電気設備－第7-708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項　708節：キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-7-711(2018)	低圧電気設備　第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項　第711節：展示会，ショー及びスタンド		JIS C 0364-7-711(2000)	低圧電気設備　第7部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項　第711節：展示会，ショー及びスタンド	
IEC 60364-7-712(2017)	低圧電気設備　第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-太陽光発電システム		JIS C 0364-7-712(2008)	低圧電気設備　第7-712部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-太陽光発電システム	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
IEC 60364-7-722(2018)	低圧電気設備　第7-722部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-電気自動車用電源		IEC 60364-7-722(2015)	低圧電気設備　第7-722部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項-電気自動車用電源	

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>

（略）	（略）	（略）

（備考） 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

2 （略）
3 配線用遮断器又は漏電遮断器であって、次に適合するものは、218-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。
一 電気用品安全法の適用を受けるものにあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第四及び別表第十の規定、並びに次に掲げるいずれかの規格に適合するものであること。
イ 日本産業規格 JIS C 8201-2-1（2011）「低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」の「附属書1」
ロ 日本産業規格 JIS C 8201-2-2（2011）「低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器」の「附属書1」
ハ 日本産業規格 JIS C 8211（2004）「住宅及び類似設備用配線用遮断器」の「附属書1」
ニ 日本産業規格 JIS C 8221（2004）「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし（RCCBs）」の「附属書1」
ホ 日本産業規格 JIS C 8222（2004）「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き（RCBOs）」の「附属書1」
二 （略）
</td><td>

（略）	（略）	（略）

（備考） 表中において適用が除外されている規格については、表中の他の規格で引用されている場合においても適用が除外される。

2 （略）
3 配線用遮断器又は漏電遮断器であって、次に適合するものは、218-1表に掲げる規格の規定にかかわらず、使用することができる。
一 電気用品安全法の適用を受けるものにあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第四及び別表第十の規定、並びに次に掲げるいずれかの規格に適合するものであること。
イ 日本工業規格 JIS C 8201-2-1（2011）「低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）」の「附属書1」
ロ 日本工業規格 JIS C 8201-2-2（2011）「低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器」の「附属書1」
ハ 日本工業規格 JIS C 8211（2004）「住宅及び類似設備用配線用遮断器」の「附属書1」
ニ 日本工業規格 JIS C 8221（2004）「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし（RCCBs）」の「附属書1」
ホ 日本工業規格 JIS C 8222（2004）「住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き（RCBOs）」の「附属書1」
二 （略）
</td></tr>
<tr><td>
【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】（省令第1条）
第220条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であって、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。
一 （略）
二 分散型電源 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項第一号又は第四号に掲げる事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であって、一般送配電事業者が運用する電力系統に連系するもの
</td><td>
【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】（省令第1条）
第220条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であって、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。
一 （略）
二 分散型電源 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項第四号に掲げる事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であって、一般送配電事業者が運用する電力系統に連系するもの
</td></tr>
</table>

改正	現行
三～十三　（略）	三～十三　（略）
附　則（20200220保局第1号） 1　この規程は、公布の日から施行する。 2　この規程の施行の際、現に電気事業法第48条第1項の規定による電気事業法施行規則第65条第1項第1号に定める工事の計画の届出がされ、若しくは設置又は変更の工事に着手されいる太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第46条第4項の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。	（新設）